
第二次丸亀市一般廃棄物処理基本計画
後期計画

令和4年3月

丸 亀 市



目 次

第Ⅰ編 基本事項.....	1
1. 計画策定における基本事項.....	2
1.1 計画の目的.....	2
1.2 基本方針.....	2
1.3 計画対象.....	3
1.4 計画期間及び目標年次.....	4
1.5 計画の位置づけ.....	5
1.6 計画とSDGsとの関連.....	6
第Ⅱ編 ごみ処理基本計画.....	7
1. ごみ処理の現状と課題.....	8
1.1 ごみの分別区分と収集運搬体制.....	8
1.2 ごみ処理・処分の状況.....	12
1.3 ごみ排出量・処理量等の状況.....	15
1.4 ごみ処理の評価.....	21
1.5 ごみ処理の課題.....	23
2. ごみ排出量及び処理量の見込み.....	26
2.1 将来人口.....	26
2.2 ごみ排出量の見込み.....	26
2.3 ごみ処理量の見込み.....	30
3. ごみ排出量及び処理量の目標.....	33
3.1 国で定めている「廃棄物の減量化等の目標」.....	33
3.2 香川県で定めている「廃棄物の減量化等の目標」.....	34
3.3 本市の「廃棄物の減量化等の目標」.....	35
4. 目標の達成に向けた取組み.....	38
4.1 ごみの発生抑制・減量化の推進.....	40
4.2 ごみの分別と再資源化の推進.....	45
4.3 環境負荷が小さいごみの適正処理の推進.....	47
5. 計画推進・管理体制の確立.....	53
5.1 管理評価システムの構築.....	53
5.2 不法投棄対策の強化.....	54
5.3 連携強化.....	54
第Ⅲ編 生活排水処理基本計画.....	55
1. 生活排水処理の現状と課題.....	56
1.1 水環境の概況と生活排水処理の必要性.....	56
1.2 生活排水処理の現状.....	57

1.3	生活排水処理の課題.....	66
2.	生活排水の処理計画.....	67
2.1	生活排水処理の基本方針.....	67
2.2	生活排水処理の目標.....	68
2.3	生活排水処理人口の推計.....	69
3.	し尿・浄化槽汚泥の処理計画.....	72
3.1	し尿・浄化槽汚泥の排出量の見込み.....	72
3.2	し尿・浄化槽汚泥の処理.....	72
3.3	その他.....	73
第IV編	参考資料.....	75
1.	用語の解説.....	76
2.	香川県の廃棄物の現状.....	85
2.1	香川県廃棄物処理計画（令和3年10月策定）.....	85
2.2	環境省一般廃棄物処理実態調査(令和元年度実績)結果.....	90
3.	丸亀市廃棄物減量等推進審議会.....	91
4.	計画策定の経緯.....	92

第 I 編 基本事項

1. 計画策定における基本事項

1.1 計画の目的

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律^{*}」（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき策定が義務付けられているものであり、長期的・総合的視点に立った本市の一般廃棄物処理^{*}の基本的な方針を定めるものです。また、本計画は、丸亀市環境基本計画を上位計画として位置付け、その他関連計画とも整合を図ります。

1.2 基本方針

(1) 基本理念

本計画の基本理念は、上位計画の「丸亀市環境基本計画」に示された本市の将来像とまちづくりの基本理念を受け継ぎます。

「自然と歴史が調和し 市民がつくる田園文化都市」

※第二次丸亀市環境基本計画の将来像

(2) 基本方針

今日の私たちの豊かさを支える大量生産・大量消費・大量廃棄という社会構造やライフスタイルの見直しにより、4R^{*}（リフューズ[廃棄物になるものを断る]、リデュース[発生抑制]、リユース[再使用]、リサイクル[再生利用]）及び廃棄物の適正処理による循環を基調とした生活の豊かさと、環境の保全を両立させたライフスタイルへの転換が求められています。

また、水を取り巻く環境でも、生活排水^{*}による河川やため池の汚濁を防止し、快適な環境の保全及び創造が重要な課題になっています。

本計画においても、本市の特性を考慮しつつ、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会^{*}」の形成を目指すとともに、カーボンニュートラル^{*}に向けて廃棄物分野における取組みを推進します。

1.3 計画対象

(1) 計画対象区域

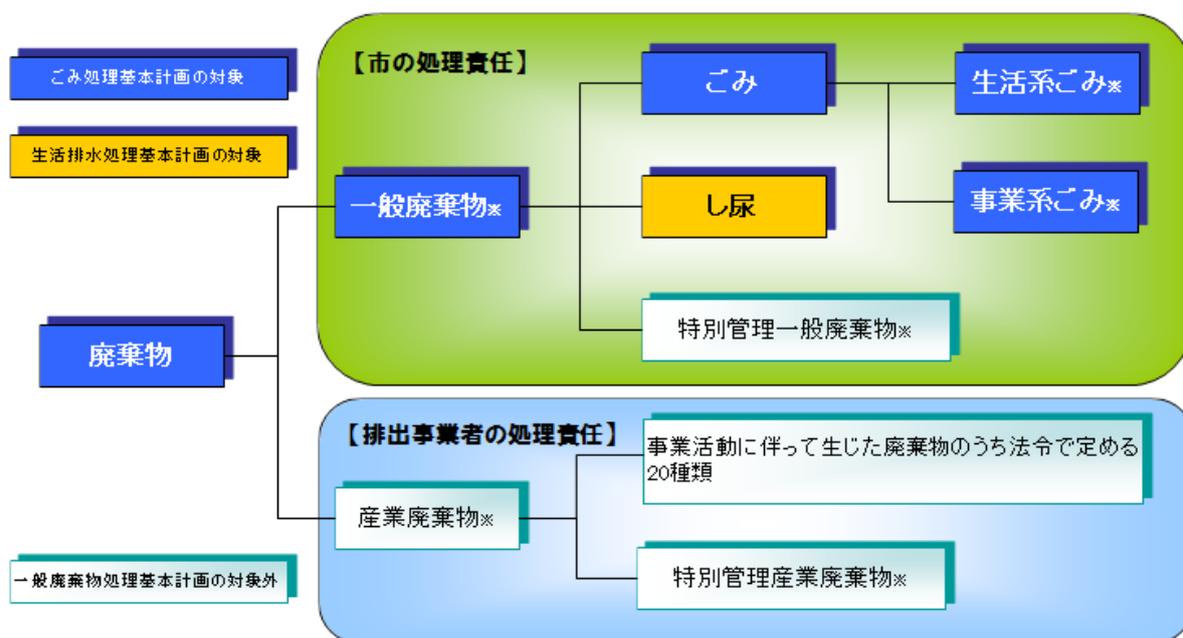
本計画の対象区域は、市内全域とします。



(2) 計画対象廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、市内で発生する一般廃棄物[※]のうち、「ごみ」及び「し尿（浄化槽汚泥を含む。）[※]」とします。

※「ごみ」→「ごみ処理基本計画」で取り扱います。
 「し尿」→「生活排水処理基本計画」で取り扱います。 } 一般廃棄物処理基本計画



【一般廃棄物処理基本計画で扱う廃棄物】

(3) 計画範囲

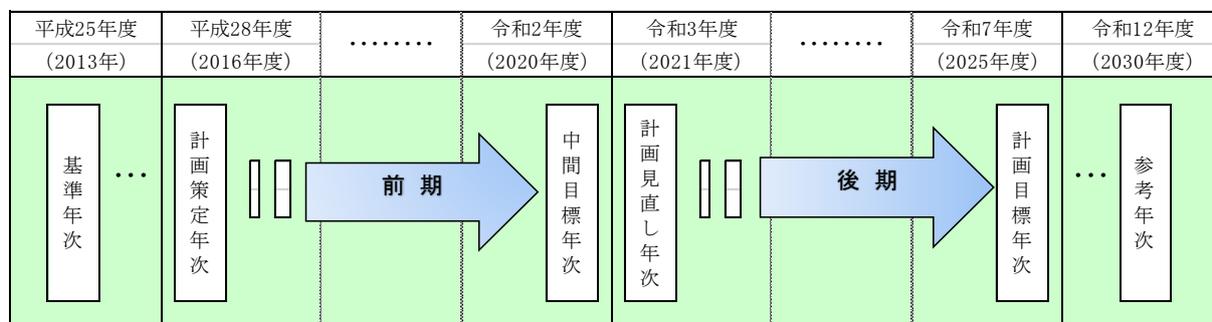
本計画の範囲は、市内全域で発生する一般廃棄物の発生抑制、分別排出、収集・運搬、中間処理[※]、最終処分までとします。

1.4 計画期間及び目標年次

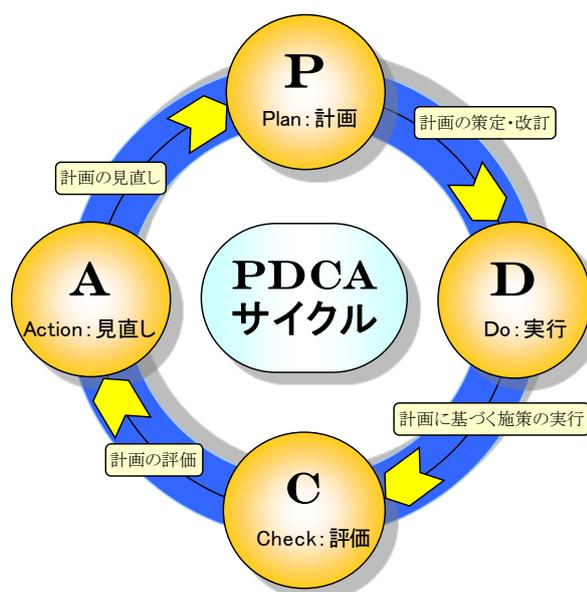
(1) 計画期間及び目標年次

本計画は平成28年度を計画策定年次とし、令和2年度を中間目標年次、令和7年度を計画目標年次とし、令和12年度を参考年次とします。

また、本計画は、国の指針に基づいて中間目標年次に見直しするほか、社会情勢の変化や法制度の動向等、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合や施設整備事業等の関連事業の進捗状況に応じて見直しを図るなど弾力的に対応するものとします。



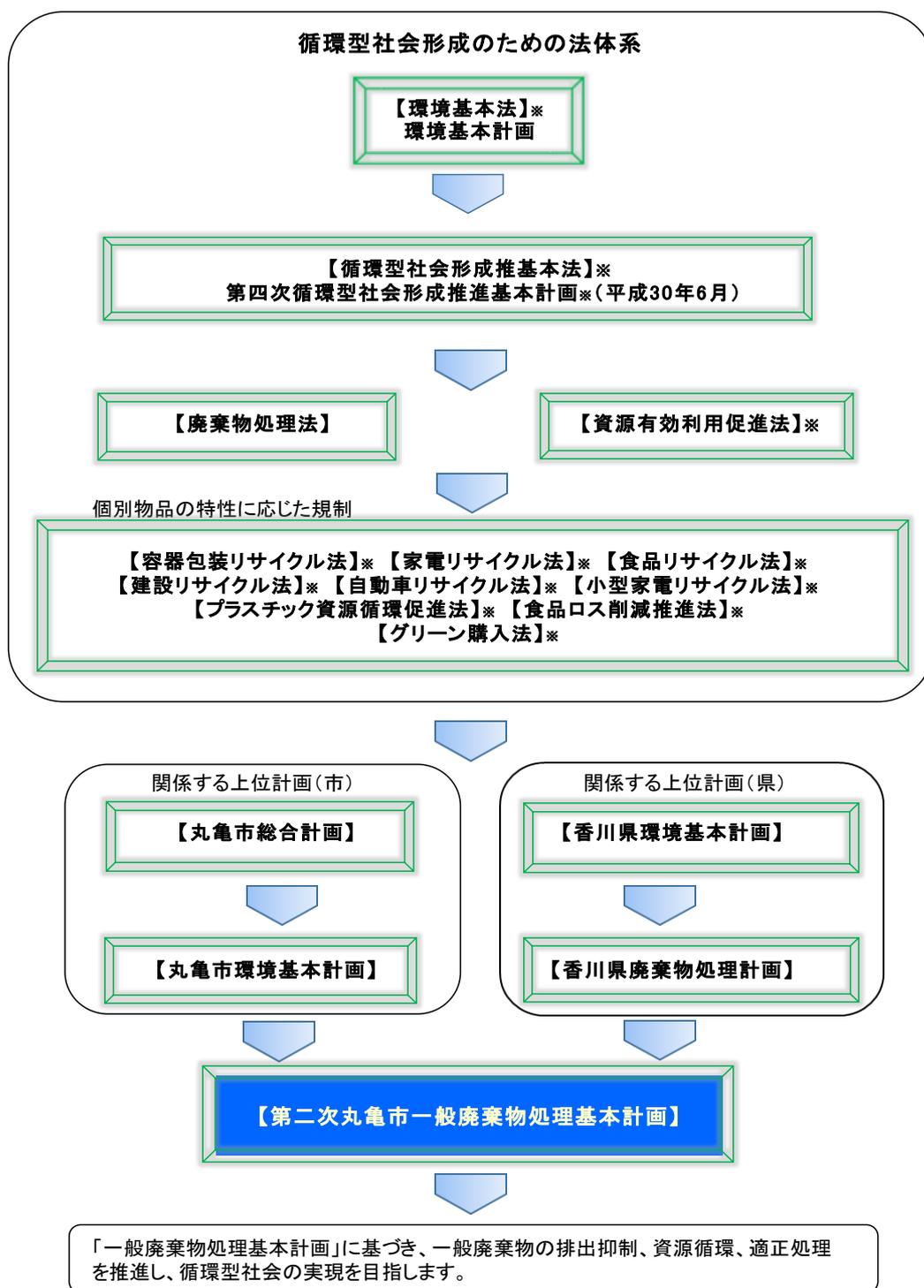
本計画で示した目標実現のために推進する取組みに関して、Plan(計画の策定)、Do(施策の実行)、Check(評価)、Action(見直し)のいわゆるPDCAサイクルによる適切な進行管理を図り、継続的に計画の点検、評価、見直しを行うものとします。



1.5 計画の位置づけ

本計画は、一般廃棄物処理基本計画についてとりまとめたもので、長期的・総合的な視点に立って、ごみ処理並びに生活排水処理の推進を図るための基本方針となるものです。

本計画と他計画との位置付けは、下記のとおりです。



1.6 計画とSDGsとの関連

SDGs^{*}（持続可能な開発目標）とは、平成27年の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられており、世界的に直面している環境問題や貧困、人権課題などに対して、誰一人取り残さない、持続可能な社会を実現していくために、世界中のすべての人々で2030年までに達成を目指す国際社会共通の目標です。

17の目標と169のターゲットから構成されており、国や地方自治体だけでなく民間企業をはじめ様々な主体による積極的な取組みが展開されており、本市では、SDGsの理念や目標に沿って、一般廃棄物の処理にかかる施策を推進し、課題解決に取り組んでいきます。



第Ⅱ編 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の現状と課題

1.1 ごみの分別区分と収集運搬体制

(1) ごみの分別区分

本市における分別区分と対象品目は下表のとおりであり、一般廃棄物は4種類に分別され、資源ごみはさらに8品目に分類し、収集しています。

■ごみの分別区分と主な対象品目（現状）

分別区分	対象品目	
可燃ごみ (燃えるごみ)	<ul style="list-style-type: none"> ◆調理くず、残飯、貝殻 等 ◆紙くず、ちり紙、紙おむつ、すいがら、使い捨てカイロ 等 ◆包装等に使用されているやわらかいプラスチック類、ラップ類、パック類、チューブ類 ◆ほうき、箸、竹串 ◆繊維くず、ぬいぐるみ、まくら、ボール 等 ◆カップ類、発砲スチロール、トレイ類 ◆カセットテープ、ビデオテープ 等 ◆靴全般（安全靴を除く）、ハンドバッグ等ゴム・皮製品 ◆在宅医療に伴う廃棄物 ◆枯葉、小枝 等 	
不燃ごみ (破碎ごみ)	<ul style="list-style-type: none"> ◆陶器・金属の食器類 ◆鏡、ガラス類（耐熱ガラス、板ガラス、哺乳びん 等） ◆破碎が必要な硬いポリ類・プラスチック類 ◆一斗缶、バケツ、洗面器、歯ブラシ 等 ◆DVD、CD、レコード、ボールペン、針金、針金ハンガー、玩具 等 ◆植木鉢、花瓶 等 ◆やかん、鍋、フライパン 等 ◆刃物類、電球（蛍光灯以外） ◆ホースリール、安全靴 	
資源ごみ	◆缶類	<ul style="list-style-type: none"> ・スチール製缶（ジュース・コーヒー缶、菓子・のり缶、カセットボンベ・スプレー缶、食用油缶等） ・アルミ製缶（ジュース、酎ハイ、ビール等）
	◆びん類	<ul style="list-style-type: none"> ・駄びん ・生びん（ジュース、コーラ、ビール、酢、ウィスキー、一升びん等）
	◆紙類	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞（広告紙含む） ・ダンボール ・雑誌、紙折箱、厚紙、紙袋、包装紙 ・牛乳パック、ジュースパック
	◆布類	
	◆ペットボトル	
	◆乾電池、水銀体温計、水銀温度計、ライター、傘、蛍光灯（電球型蛍光灯も含む）	
	◆小型家電	
◆廃食用油		

分別区分	対象品目
粗大(大型)ごみ	<p>◆自転車、タンス・ソファ等、ふとん・毛布・じゅうたん等、ガスコンロ、カセットコンロ、テーブル、机、椅子、ベッド等</p> <p>※大きさがおおむね 18 リットル缶より大きく、一辺の長さが 50cm を越えるもので、大の指定ごみ袋に入らない大型のもの。例えば、引越しなどで出る大型のごみをいいます。</p>

(2) 収集・運搬体制

①収集・運搬方法

●生活系ごみ

可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみは、ステーション方式又は直接搬入も受け入れていきます。粗大ごみは、申込制による戸別収集又は直接搬入も受け入れていきます。また、ごみ出しが困難な高齢者や身体障害者等の世帯に対しふれあい戸別収集を実施しています。

生活系ごみのうち、可燃ごみと不燃ごみの直接搬入は有料であり、粗大ごみ及び飼犬・猫等のペット死体の収集については、手数料を徴収しています。

●事業系ごみ

可燃ごみ、可燃性粗大ごみは、直接搬入又は事業者が市指定許可業者に収集・運搬を委託しており、直接搬入の場合は手数料を徴収しています。

■収集・運搬方法

排出区分	分別区分	収集方式	排出容器	ごみ収集・処理手数料	運搬先	
生活系	可燃ごみ	ステーション方式又は直接搬入も可	ステーションの場合は指定ごみ袋 直接搬入の場合は透明・半透明袋で可	指定ごみ袋 大:40 円/枚 大(マチ付):40 円/枚 中:30 円/枚 小:20 円/枚 直接搬入の場合 100 円/10kg	クリントピア丸亀	
	不燃ごみ					
	資源ごみ	缶類	ステーション方式	コンテナ	無料	クリーンセンター丸亀
		びん類		ひもで縛る		
		紙類		透明・半透明袋		
		布類				
		ペットボトル				
	乾電池、水銀計、傘、蛍光灯	直接搬入又は拠点回収	—			
小型家電	直接搬入又は拠点回収	拠点回収はペットボトルに入れる	クリーンセンター丸亀			
粗大ごみ		戸別収集又は直接搬入も可	—	有料※	クリントピア丸亀	
事業系	可燃ごみ・可燃性粗大ごみ	直接搬入又は許可業者に委託	直接搬入の場合は透明・半透明袋で可	200 円/10kg		

※主な品目の粗大ごみ手数料

主な品目	手数料
エレクトーン、オートバイ(原付 50cc 以下)、健康器具・トレーニング器具、ソファ(2 人掛以上)、畳、棚(スチール製)、机(スチール製)、ベッド(スプリング入りのマットレスは除く)、ベンチ、ロッカー等	700 円
編み機、椅子、一輪車、スーツケース、乳母車・シルバーカー、車椅子、下駄箱、コタツ、座卓、三輪車・自転車等	500 円
衣装ケース・収納ケース、じゅうたん・カーペット、ふとん(2 枚まで)、座布団・クッション(5 枚まで)、毛布(2 枚まで)等	300 円
直接搬入の場合	100 円/10kg

■収集頻度

分別区分	丸亀地区	飯山地区	綾歌地区		
可燃ごみ	2 回/週(一部 1 回)	2 回/週	2 回/週		
不燃ごみ	2 回/月(一部 1 回)	2 回/月	2 回/月		
資源ごみ	缶類	概ね 1 回/月 (同日収集)	2 回/月 (同日収集)		
	びん類				
	乾電池、水銀計、傘、蛍光灯				
	紙類			2 回/月 (同日収集)	2 回/月 (同日収集)
	布類				
	ペットボトル			概ね 2 回/月	2 回/月
小型家電	随時				
粗大ごみ	随時				

※ごみ収集日は毎年度のごみ収集カレンダーによる。

②収集・運搬、処理主体

本市における収集・運搬、処理主体は、下記のとおりです。

生活系ごみは、市直営又は委託により収集・運搬を行い、可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの中間処理は中讃広域行政事務組合で、資源ごみの中間処理は市直営で行っています。

事業系ごみは、原則として、許可業者により収集・運搬が行われています。

また、最終処分は、中讃広域行政事務組合で行っています。

■収集・運搬・処理主体

区分	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源ごみ
収集・運搬	委託 (島しょ部等市直営)	委託 (島しょ部等市直営)	市直営	市直営
中間処理	組合 (クリントピア丸亀)	組合 (クリントピア丸亀)	組合 (クリントピア丸亀)	市直営 (クリーンセンター丸亀)
最終処分	組合 (エコランド林ヶ谷)	組合 (エコランド林ヶ谷)	組合 (エコランド林ヶ谷)	—

※組合：中讃広域行政事務組合

■収集車両

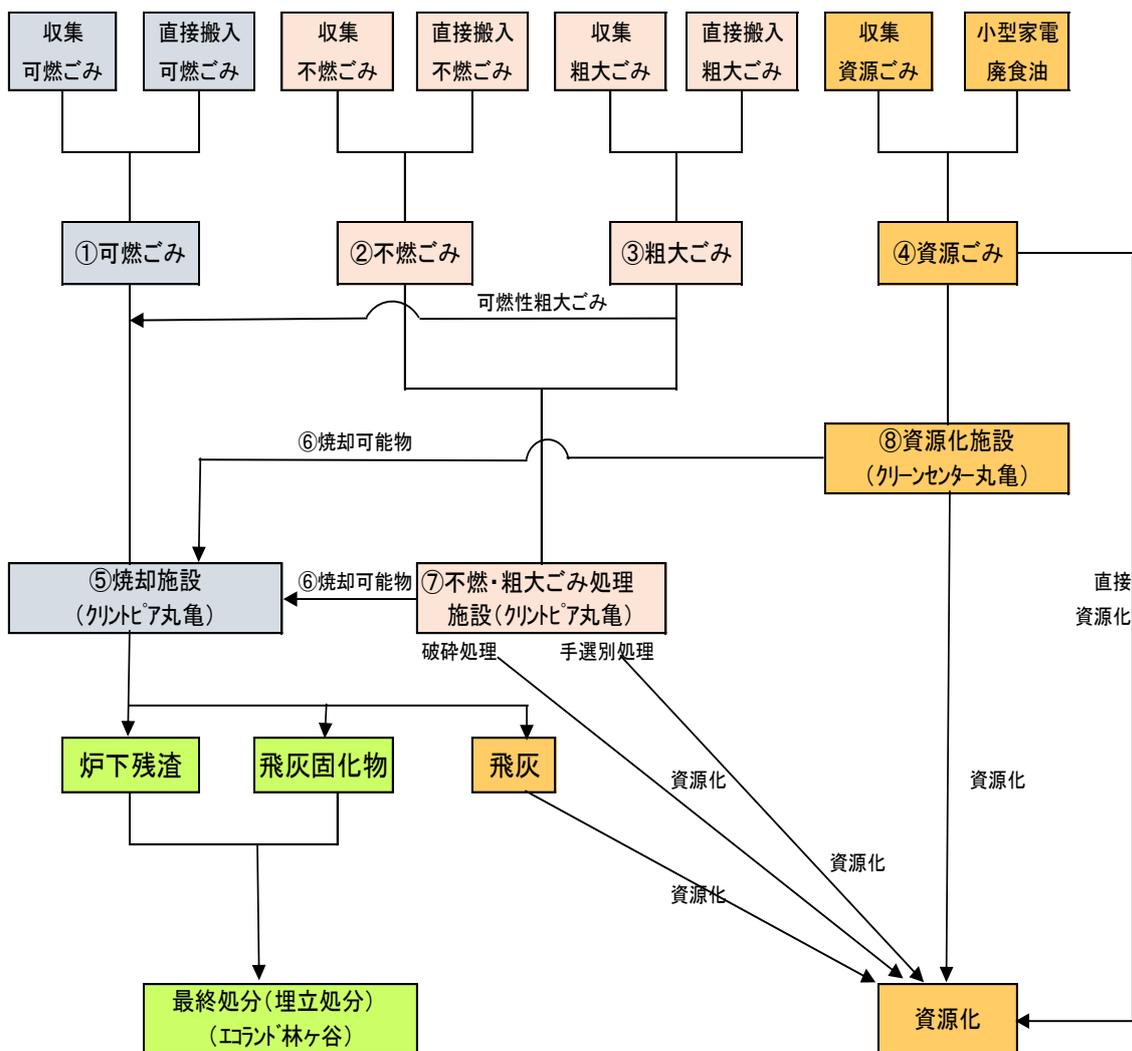
番号	車種	所有台数等
1	パッカー車	(2 t)23 台
2	リサイクルパッカー車	6 台
3	ダンプ	(2 t)4 台、(8 t)1 台
4	トラック	(1.2 t)1 台、(1.4 t)4 台、(2 t)2 台、(3 t)3 台
5	軽四	1 台

資料：丸亀市（令和3年4月1日現在、市保有車両のみ）

1.2 ごみ処理・処分の状況

(1) ごみ処理フロー

本市のごみ処理フローは以下に示すとおりであり、市直営又は中讃広域行政事務組合による処理となっています。



【本市のごみ処理フロー図】

(2) ごみ処理施設

① 中間処理施設

本市の中間処理施設としては、中讃広域行政事務組合による焼却施設と不燃・粗大ごみ処理施設（クリントピア丸亀）及び本市単独の資源化施設（クリーンセンター丸亀）があります。

■ 焼却施設／不燃・粗大ごみ処理施設／リサイクルプラザ

項目	内容
施設名	クリントピア丸亀
所在地	香川県丸亀市土器町北一丁目 72 番地 2
焼却施設	炉形式：全連続燃焼式焼却炉（流動床式）
	焼却施設処理能力：260 t / 日 (130 t / 24 h × 2 炉)
	建設年度：(着工)平成 6 年 8 月、(竣工)平成 9 年 3 月
不燃・粗大ごみ 処理施設	選別の種類：4 種選別(鉄、アルミ、可燃物、不燃物)
	破砕機形式：堅型衝撃・せん断併用回転式
	処理能力：45 t / 5 h
リサイクルプラザ (エコ丸工房)	ガラス工房、機械工房、木工房、石けん工房 その他工房（古着古布、電気他）
	展示ホール
供用開始年度	平成 8 年度
事業主体	中讃広域行政事務組合

■ 資源化施設

項目	内容
施設名	クリーンセンター丸亀
所在地	香川県丸亀市川西町南乙 66 番地 1
処理能力	P E T ボトル圧縮梱包機：500kg/h
	缶類選別機：600kg/h
	ビン類自動色選別機：800kg/h
処理方式	P E T ボトル：圧縮梱包
	缶類：磁力選別→圧縮成型
	ビン類：3 色種別カレット(無色・茶・その他)
建設年度	(竣工)平成 15 年 3 月
供用開始年度	平成 14 年度
事業主体	丸亀市

②最終処分施設

本市の最終処分施設としては、中讃広域行政事務組合による最終処分場^{*}（エコランド林ヶ谷）と飯山町にある不燃物埋立地があります。

■最終処分場

項目	内容
施設名	エコランド林ヶ谷
所在地	香川県仲多度郡まんのう町追上 325 番 27
埋立容量	365,000 m ³ （残容量：95,438 m ³ ）※令和 2 年度末現在
埋立方法	セル方式＋サンドイッチ方式
埋立期間	平成 11 年度～令和 9 年度
浸出水処理施設	処理水量：70m ³ /日 処理方式：生物処理＋凝集沈殿
供用開始年度	平成 10 年度
設置主体	中讃広域行政事務組合

項目	内容
施設名	飯山町不燃物埋立地
所在地	丸亀市飯山町東坂元
埋立容量	76,000 m ³ （残容量：40,416 m ³ ）
埋立方法	セル方式
埋立期間	昭和 61 年度～
浸出水処理施設	処理水量：26 m ³ /日 処理方式：接触酸化＋凝集沈殿
供用開始年度	昭和 61 年度
設置主体	丸亀市

1.3 ごみ排出量・処理量等の状況

(1) 年間排出量

ごみの総排出量は、平成 23 年度以降微増、微減を繰り返しながらやや減少傾向にあり、令和 2 年度（中間目標年次）には 35,026 t/年となり、平成 28 年度（計画策定年次）の 36,217 t/年と比較して約 3.3%減少しています。

また、令和 2 年度の日平均排出量は約 95.9 t/日（日平均収集量：約 67.8 t/日、日平均直接搬入量：約 28.1 t/日）となっています。

ごみ区分別排出量割合は、可燃ごみ（約 83%）、資源ごみ（約 10%）、不燃ごみ（約 4%）、粗大ごみ（約 3%）となっており、可燃ごみと資源ごみを合わせると、総排出量の約 93%になります。

本市の過去 11 年間（平成 22 年度～令和 2 年度）のごみ排出量の実績は、次頁のとおりです。

(2) 1人1日当たり排出量

1人1日当たり排出量は、平成 28 年度（計画策定年次）には 902.7g/人・日となり、その後微増の年はあるものの減少傾向にあります。令和 2 年度には 877.3 g/人・日となり、平成 28 年度に比べ 2.8%減少しています。

本市における過去 11 年間（平成 22 年度～令和 2 年度）の 1人1日当たり排出量の実績は、次頁のとおりです。

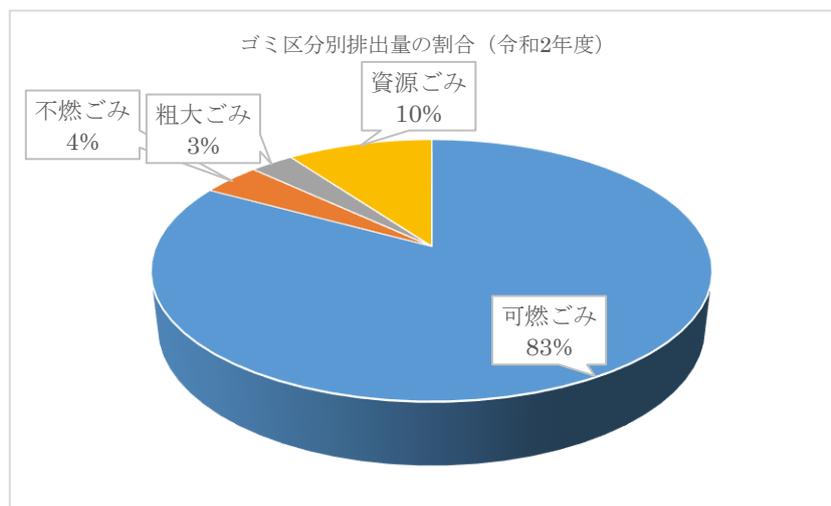
■ごみ排出量の実績表（平成22年度～令和2年度）

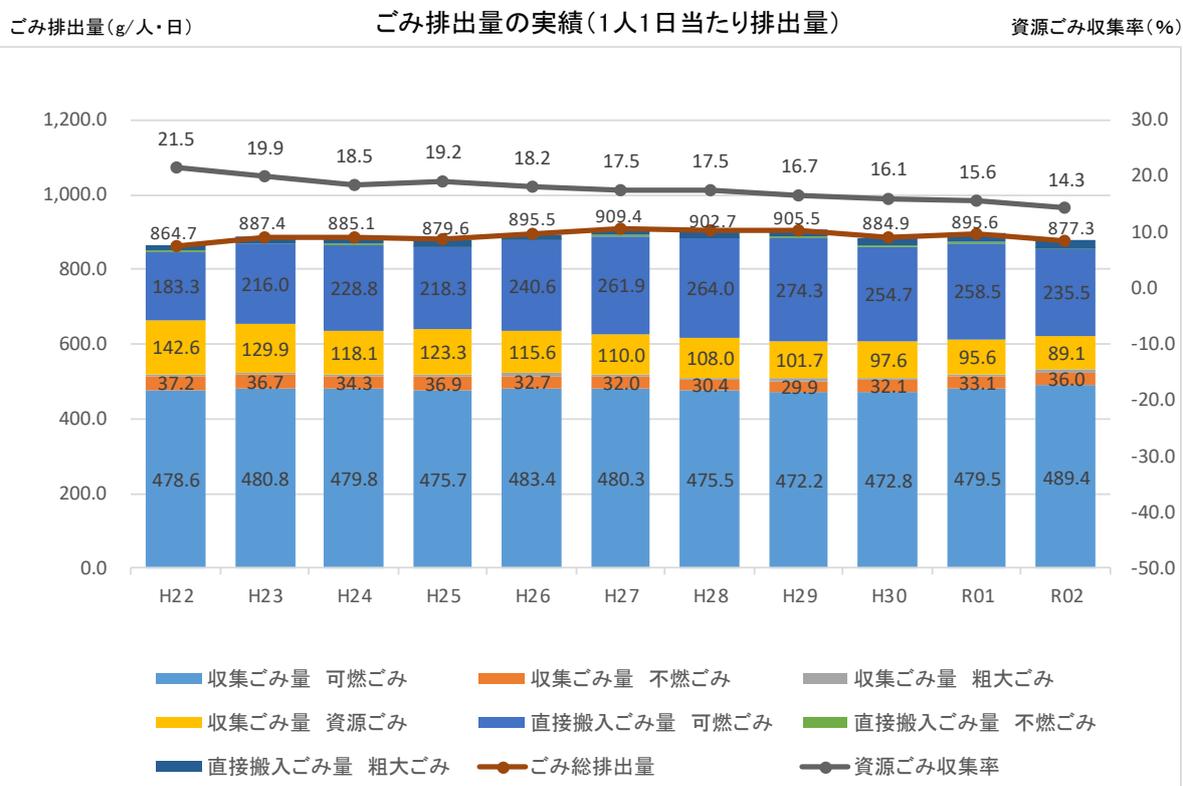
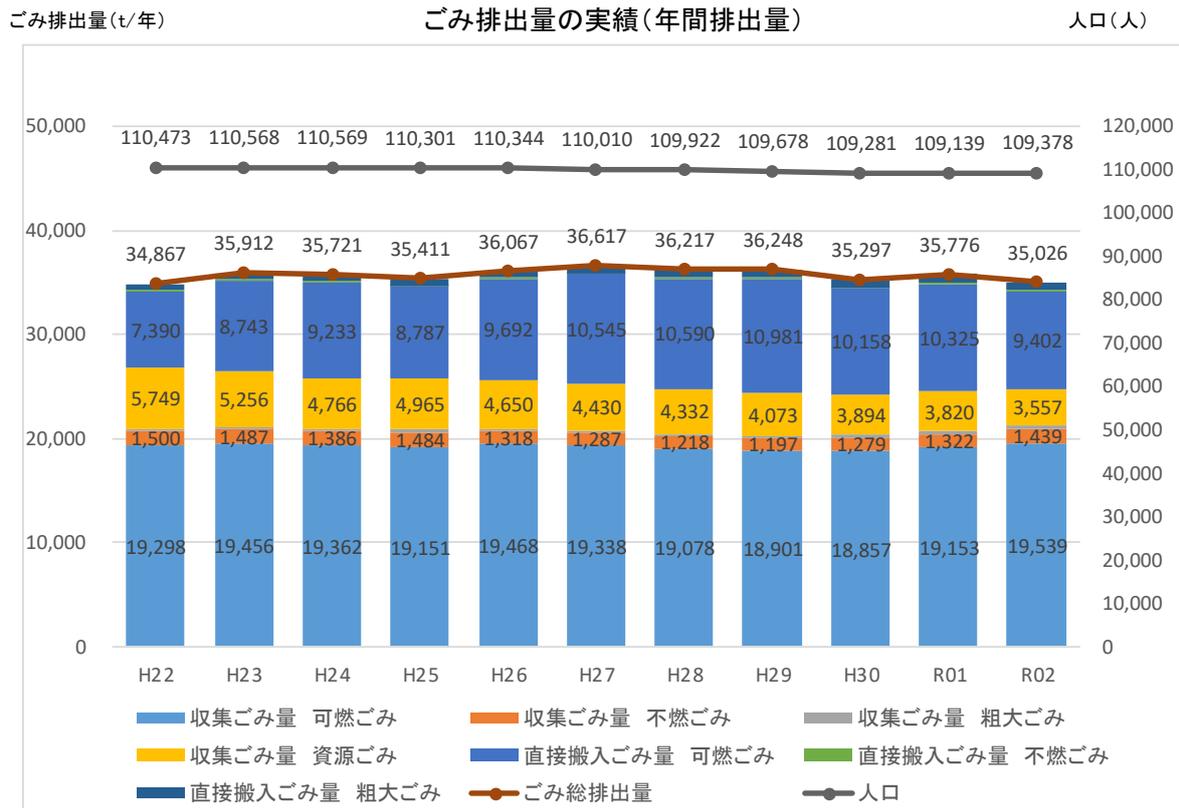
区分		年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02
人口		人	110,473	110,568	110,569	110,301	110,344	110,010	109,922	109,678	109,281	109,139	109,378
収集ごみ量	可燃ごみ	t/年	19,298	19,456	19,362	19,151	19,468	19,338	19,078	18,901	18,857	19,153	19,539
		t/日	52.9	53.2	53.0	52.5	53.3	52.8	52.3	51.8	51.7	52.3	53.5
		g/人・日	478.6	480.8	479.8	475.7	483.4	480.3	475.5	472.2	472.8	479.5	489.4
	不燃ごみ	t/年	1,500	1,487	1,386	1,484	1,318	1,287	1,218	1,197	1,279	1,322	1,439
		t/日	4.1	4.1	3.8	4.1	3.6	3.5	3.3	3.3	3.5	3.6	3.9
		g/人・日	37.2	36.7	34.3	36.9	32.7	32.0	30.4	29.9	32.1	33.1	36.0
	粗大ごみ	t/年	201	213	205	216	200	190	186	202	215	201	266
		t/日	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6	0.5	0.7
		g/人・日	5.0	5.3	5.1	5.4	5.0	4.7	4.6	5.0	5.4	5.0	6.7
	資源ごみ	t/年	5,749	5,256	4,766	4,965	4,650	4,430	4,332	4,073	3,894	3,820	3,557
t/日		15.8	14.4	13.1	13.6	12.8	12.1	11.9	11.2	10.7	10.4	9.7	
g/人・日		142.6	129.9	118.1	123.3	115.6	110.0	108.0	101.7	97.6	95.6	89.1	
計	t/年	26,748	26,412	25,719	25,816	25,640	25,245	24,814	24,373	24,245	24,496	24,801	
	t/日	73.4	72.3	70.5	70.8	70.2	68.9	68.0	66.9	66.5	66.8	67.8	
	g/人・日	663.3	652.7	637.3	641.2	636.6	627.0	618.5	608.8	607.8	613.2	621.2	
直接搬入 ごみ量	可燃ごみ	t/年	7,390	8,743	9,233	8,787	9,692	10,545	10,590	10,981	10,158	10,325	9,402
		t/日	20.2	23.9	25.3	24.1	26.6	28.8	29.0	30.1	27.8	28.2	25.8
		g/人・日	183.3	216.0	228.8	218.3	240.6	261.9	264.0	274.3	254.7	258.5	235.5
	不燃ごみ	t/年	87	111	138	107	97	87	140	122	95	81	29
		t/日	0.2	0.3	0.4	0.3	0.3	0.2	0.4	0.3	0.3	0.2	0.1
		g/人・日	2.2	2.7	3.4	2.7	2.4	2.2	3.5	3.1	2.4	2.0	0.7
	粗大ごみ	t/年	642	646	631	701	638	740	673	772	799	874	794
		t/日	1.8	1.8	1.7	1.9	1.7	2.0	1.8	2.1	2.2	2.4	2.2
		g/人・日	15.9	16.0	15.6	17.4	15.8	18.4	16.8	19.3	20.0	21.9	19.9
	計	t/年	8,119	9,500	10,002	9,595	10,427	11,372	11,403	11,875	11,052	11,280	10,225
t/日		22.2	26.0	27.4	26.3	28.6	31.0	31.2	32.5	30.3	30.8	28.1	
g/人・日		201.4	234.8	247.8	238.3	258.9	282.4	284.2	296.6	277.1	282.4	256.1	
ごみ総排出量	可燃ごみ	t/年	26,688	28,199	28,595	27,938	29,160	29,883	29,668	29,882	29,015	29,478	28,941
		t/日	73.1	77.1	78.3	76.6	79.9	81.6	81.3	81.9	79.5	80.5	79.3
		g/人・日	661.9	696.8	708.5	693.9	724.0	742.2	739.5	746.4	727.4	738.0	724.9
	不燃ごみ	t/年	1,587	1,598	1,524	1,591	1,415	1,374	1,358	1,319	1,374	1,403	1,468
		t/日	4.3	4.4	4.2	4.4	3.9	3.7	3.7	3.6	3.8	3.8	4.0
		g/人・日	39.4	39.5	37.8	39.5	35.1	34.1	33.9	33.0	34.4	35.1	36.8
	粗大ごみ	t/年	843	859	836	917	838	930	859	974	1,014	1,075	1,060
		t/日	2.4	2.4	2.3	2.5	2.2	2.5	2.3	2.7	2.8	2.9	2.9
		g/人・日	20.9	21.2	20.7	22.8	20.8	23.1	21.4	24.3	25.4	26.9	26.6
	資源ごみ	t/年	5,749	5,256	4,766	4,965	4,654	4,430	4,332	4,073	3,894	3,820	3,557
t/日		15.8	14.4	13.1	13.6	12.8	12.1	11.9	11.2	10.7	10.4	9.7	
g/人・日		142.6	129.9	118.1	123.3	115.6	110.0	108.0	101.7	97.6	95.6	89.1	
計	t/年	34,867	35,912	35,721	35,411	36,067	36,617	36,217	36,248	35,297	35,776	35,026	
	t/日	95.6	98.3	97.9	97.1	98.8	99.9	99.2	99.4	96.8	97.6	95.9	
	g/人・日	864.7	887.4	885.1	879.6	895.5	909.4	902.7	905.5	884.9	895.6	877.3	
資源ごみ 収集率	収集資源ごみ ÷収集ごみ	%	21.5	19.9	18.5	19.2	18.2	17.5	17.5	16.7	16.1	15.6	14.3

※中間目標年次：令和2年度、計画目標年次：令和7年度

※事業系ごみは直接搬入ごみ量に含まれています。

※1人1日当たり排出量は「単位：g/人・日」の行に記載しています。





(3) 年間処理量

年間処理量は、ごみ総排出量と同様に、平成 23 年度以降微増、微減を繰り返しながらやや減少傾向にあります。

令和 2 年度（中間目標年次）には、焼却処理量 30,651 t/年、資源化処理量 4,873 t/年、最終処分量 2,504 t/年となり、平成 28 年度（計画策定年次）と比較して、焼却処理量及び資源化処理量はほぼ横ばい、最終処分量は約 39%減少しています。

処理区分別にみると、焼却処理量は令和 2 年度に新型コロナウイルス感染症の影響もあり、前年度に比べ減少しています。また、令和 2 年 10 月からクリントピア丸亀で焼却灰の資源化を始めたことにより、資源化処理量は前年度に比べ増加し、最終処分量は前年度に比べ減少しています。

リサイクル率は、令和 2 年度は 13.9%となり、平成 28 年度の 13.5%を若干上回っています。

本市の過去 11 年間（平成 22 年度～令和 2 年度）のごみ処理量（焼却処理、最終処分）及び資源化処理量の実績は、次頁のとおりです。

(4) 1人1日当たり処理量

1人1日当たり処理量についても、年間処理量の推移とほぼ同様の傾向を示しており、令和 2 年度（中間目標年次）に、焼却処理量 767.8g/人・日、資源化処理量 122.1g/人・日、最終処分量 62.7g/人・日となり、平成 28 年度（計画策定年次）と比較して、焼却処理量及び資源化処理量はほぼ横ばい、最終処分量は約 39%減少しています。

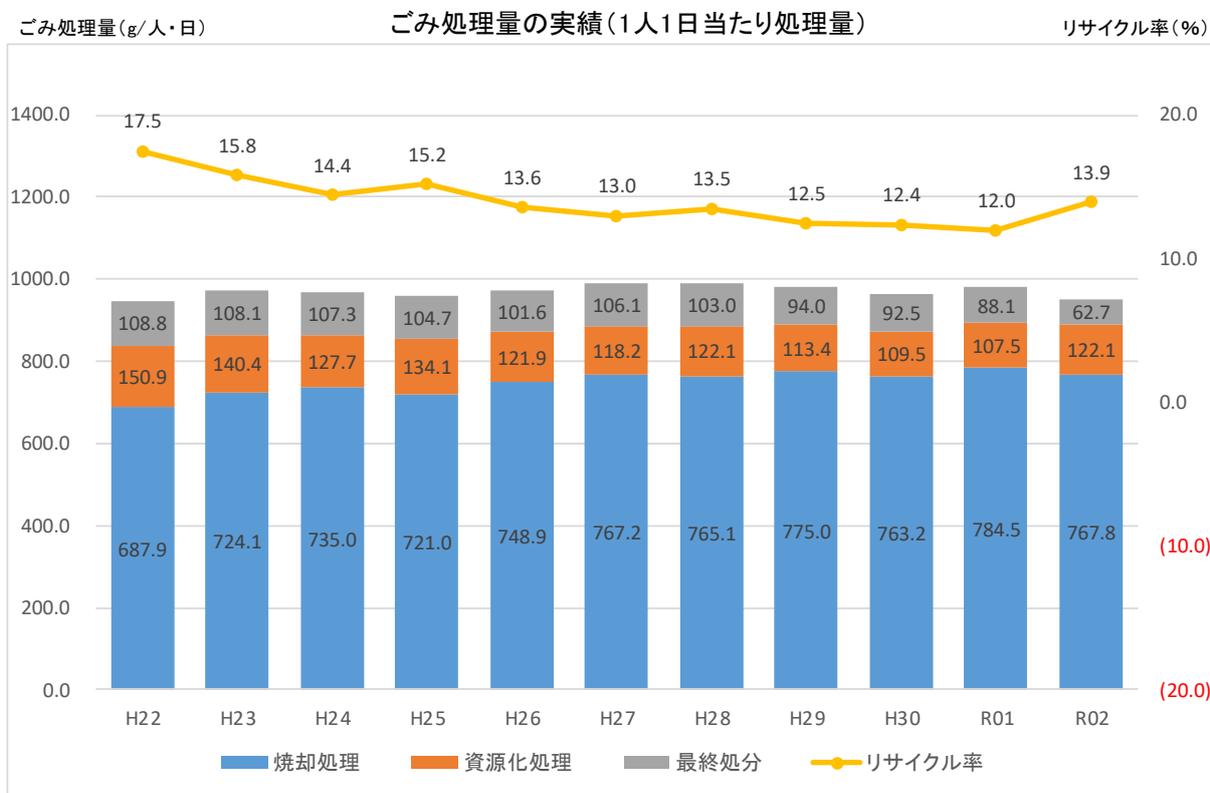
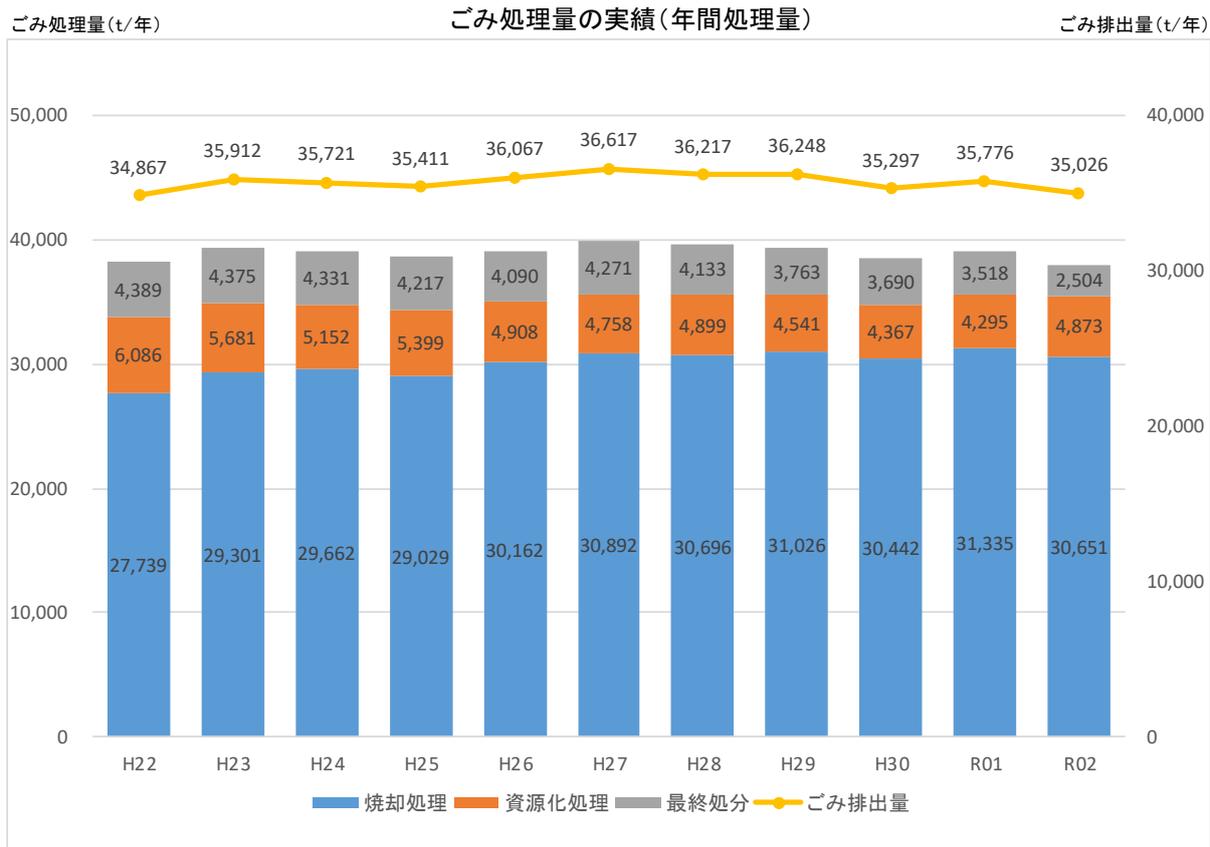
本市における過去 11 年間（平成 22 年度～令和 2 年度）の 1人1日当たり処理量の実績は、次頁のとおりです。

■ごみ処理量の実績表（平成22年度～令和2年度）

区分	年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	
人口	人	110,473	110,568	110,569	110,301	110,344	110,010	109,922	109,678	109,281	109,139	109,378	
ごみ総排出量	t/年	34,867	35,912	35,721	35,411	36,067	36,617	36,217	36,248	35,297	35,776	35,026	
焼却処理	直接焼却	t/年	26,688	28,199	28,596	27,937	29,160	29,883	29,690	29,678	29,124	29,961	29,232
		t/日	73.1	77.0	78.3	76.5	79.9	81.6	81.3	81.3	79.8	81.9	80.1
		g/人・日	661.9	696.8	708.6	693.9	724.0	742.2	740.0	741.4	730.2	750.1	732.2
	中間施設後焼却	t/年	1,051	1,102	1,066	1,092	1,002	1,009	1,006	1,348	1,318	1,374	1,419
		t/日	2.9	3.0	2.9	3.0	2.7	2.8	2.8	3.7	3.6	3.8	3.9
		g/人・日	26.1	27.2	26.4	27.1	24.9	25.1	25.1	33.7	33.0	34.4	35.6
計	t/年	27,739	29,301	29,662	29,029	30,162	30,892	30,696	31,026	30,442	31,335	30,651	
	t/日	76.0	80.0	81.2	79.5	82.6	84.4	84.1	85.0	83.4	85.6	84.0	
	g/人・日	687.9	724.1	735.0	721.0	748.9	767.2	765.1	775.0	763.2	784.5	767.8	
資源化処理	直接資源化	t/年	3,960	3,654	3,232	3,382	3,096	2,943	2,839	2,576	2,404	2,304	2,087
		t/日	10.8	10.0	8.9	9.3	8.5	8.0	7.8	7.1	6.6	6.3	5.7
		g/人・日	98.2	90.3	80.1	84.0	76.9	73.1	70.8	64.3	60.3	57.7	52.3
	中間処理後資源化	t/年	2,126	2,027	1,920	2,017	1,812	1,815	2,060	1,965	1,963	1,991	2,786
		t/日	5.8	5.5	5.3	5.5	5.0	5.0	5.6	5.4	5.4	5.4	7.6
		g/人・日	52.7	50.1	47.6	50.1	45.0	45.1	51.3	49.1	49.2	49.8	69.8
	集団回収	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		t/日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	t/年	6,086	5,681	5,152	5,399	4,908	4,758	4,899	4,541	4,367	4,295	4,873
t/日		16.6	15.5	14.2	14.8	13.5	13.0	13.4	12.4	12.0	11.7	13.4	
g/人・日		150.9	140.4	127.7	134.1	121.9	118.2	122.1	113.4	109.5	107.5	122.1	
最終処分	直接埋立	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		t/日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	焼却残渣	t/年	3,347	3,374	3,285	3,226	3,109	3,304	2,698	2,381	2,295	2,289	1,223
		t/日	9.2	9.2	9.0	8.8	8.5	9.0	7.4	6.5	6.3	6.3	3.4
		g/人・日	83.0	83.4	81.4	80.1	77.2	82.1	67.2	59.5	57.5	57.3	30.6
	中間処理残渣	t/年	1,042	1,001	1,046	991	981	967	1,435	1,382	1,395	1,228	1,281
		t/日	2.9	2.7	2.9	2.7	2.7	2.6	3.9	3.8	3.8	3.4	3.5
		g/人・日	25.8	24.7	25.9	24.6	24.4	24.0	35.8	34.5	35.0	30.7	32.1
	計	t/年	4,389	4,375	4,331	4,217	4,090	4,271	4,133	3,763	3,690	3,518	2,504
t/日		12.1	11.9	11.9	11.5	11.2	11.6	11.3	10.3	10.1	9.6	6.9	
g/人・日		108.8	108.1	107.3	104.7	101.6	106.1	103.0	94.0	92.5	88.1	62.7	
リサイクル率	資源化処理総量 ÷ 総排出量	%	17.5	15.8	14.4	15.2	13.6	13.0	13.5	12.5	12.4	13.9	

※中間目標年次：令和2年度、計画目標年次：令和7年度

※1人1日当たり処理量は「単位：g/人・日」の行に記載しています。



1.4 ごみ処理の評価

本市におけるごみ処理の評価については、前項までに整理したごみ処理の実績をもとに、第二次計画策定時（平成 28 年度）において設定した中間目標年次（令和 2 年度）に照らして評価します。

(1) 廃棄物の減量化等の目標及び実績

項目	【国・県の目標】 令和 2 年度	【本市の目標値】 令和 2 年度	【本市の実績】 令和 2 年度
目標① 1人1日当たりのごみ排出量(原単位) ※生活系ごみ、事業系ごみ、集団回収量を含む総排出量	■国の目標 890g/人・日 ■県の目標 815g/人・日	■800 g/人・日 県の目標を参考とし設定 平成 25 年度比で 80g 削減する。 (H25 年度実績 879.6 g/人・日)	■877.3 g/人・日
目標② 1人1日当たりの生活系ごみ排出量(原単位) ※資源ごみ、集団回収量等を除く	■国の目標 500g/人・日	■479 g/人・日 国の目標を参考とし設定 平成 12 年度比で約 25%削減する。 (H12 年度実績 638g/人・日)	■525.4g/人・日
目標③ 事業系ごみ排出量	■国の目標 1,170 万 t/年	■5,258 t/年 国の目標を参考とし設定 平成 12 年度比で約 35%削減する。 (H12 年度実績 8,089 t/年)	■9,286 t/年
目標④ リサイクル率(%)	■県の目標 24.0%	■18.2% 県の目標を参考とし設定 平成 25 年度比 3%向上させる。 (H25 年度実績 15.2%)	■13.9%
目標⑤ 資源ごみ収集率(%)	なし	■22% 市の目標を設定 (基準年度は平成 17 年度) (H17 年度実績 20.4%)	■14.3%

資料：「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 28 年 9 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）
「香川県廃棄物処理計画（平成 27 年 12 月）」
一般廃棄物処理実態調査（平成 25 年度・令和元年度・環境省）

本市の計画目標に対して、すべての項目で目標を達成できませんでした。

1人1日当たりのごみ排出量は、平成 25 年度の排出量から 2.3g 削減、1人1日当たりの生活系ごみ排出量は平成 12 年度実績から約 18%削減しましたが、計画目標を達成できませんでした。

事業系ごみ排出量は、計画目標を達成できなかったことに加え、平成 12 年度の排出量から約 15%増加しています。

リサイクル率は平成 25 年度実績を、また資源ごみ収集率は平成 17 年度実績をそれぞれ下回り、計画目標を達成できませんでした。要因としては、資源ごみの民間拠点回収地点の充

実、ペーパーレス化に伴う新聞・雑誌等の購読量の減少、ペットボトルの軽量化による回収重量の減少など、資源ごみ収集の分散化と収集量自体の減少等が原因と考えられます。一方、焼却灰の資源化により、リサイクル率の向上に寄与しました。

(2) 香川県で定める廃棄物の減量化等の目標及び実績【本市に適用した場合】

項目	【県の目標】 令和2年度	【県の目標を本市に適用 した場合の目標】 令和2年度	【本市の実績】 令和2年度
ごみ総排出量	■29.0万t/年 平成25年度を基準年度 とし、約12%削減する。	■31,162t/年 (H25年度実績 35,411t/年)	■35,026t/年
最終処分量	■3.0万t/年 平成25年度を基準年度 とし、約17%削減する。	■3,500t/年 (H25年度実績 4,217t/年)	■2,504t/年

1.5 ごみ処理の課題

本市のごみ処理に関する課題を、発生抑制・資源化、収集・運搬、中間処理及び最終処分
の各段階において抽出しました。

(1) 発生抑制・資源化

① 1人1日当たりのごみ排出量の削減

【背景】

本市の令和2年度における1人1日当たりのごみ排出量は877.3 g/人・日で、県平均
(令和元年度、868g/人・日)を上回っています。また、本市が設定したごみ排出量の削
減目標(800 g/人・日)についても達成できませんでした。引き続き、市民と行政が一
体となり、ごみの減量化を目指すとともに、4Rを啓発し、ごみの排出量の削減に取り
組んでいくことが求められます。

【課題】

- ◆ 1人1日当たりのごみ排出量の削減(発生抑制)
 - ・ごみ総排出量の約83%を占める可燃ごみの発生抑制
 - ・ごみ排出量の削減に関する啓発
 - ・食品ロス削減に関する啓発

② 官民連携によるリサイクル率の向上

【背景】

本市の令和2年度におけるリサイクル率は13.9%で、県平均(令和元年度 18.2%)を
4.3%、全国平均(令和元年度 19.6%)を5.7%下回っています。また、本市が設定した
リサイクル率の目標値(18.2%)についても達成することができませんでした。

今後の課題として、従来の資源ごみ分別品目と合わせて、4Rの啓発、分別排出の推
進を図り、リサイクル意識の定着を進めるとともに、市民と行政はもとよりリサイクル
ショップやスーパーなど官民が連携し減量化・再資源化を推進することが求められます。

【課題】

- ◆ リサイクル率の向上対策
 - ・分別の徹底による資源ごみの増加
 - ・可燃ごみ、不燃ごみの減量に伴う相対的な資源ごみ排出割合の増加(リサイクル率向上)
 - ・リサイクル意識の啓発

(2) 収集・運搬

①ごみの収集・運搬体制の検討

【背景】

本市で排出されるごみは、現在、ステーション方式による収集方式を採用していますが、ごみの収集・運搬体制については、効率的でかつ公平な収集・運搬計画に適宜見直しを行い、実行していくことが求められます。

【課題】

- ◆計画的な収集・運搬計画の策定
- ◆ごみ集積所の適正な配置と適正な維持管理

(3) 中間処理

①中間処理施設の適正な維持管理

【背景】

本市のごみ処理における中間処理は、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみに関しては、中讃広域行政事務組合ごみ処理施設（クリントピア丸亀）において焼却処理と不燃・粗大ごみの破碎選別処理を行い、焼却灰については資源化を行っています。処理残渣は中讃広域行政事務組合一般廃棄物最終処分場（エコランド林ヶ谷）で埋立処分を行っています。

資源ごみは、本市の資源化施設（クリーンセンター丸亀）において、缶類の選別・圧縮成型、ペットボトルの圧縮梱包、びん類の選別を行っています。

引き続き、現有施設の適正な維持管理を図っていく中で、ごみの処理していくことが求められます。

【課題】

- ◆中間処理施設の適正な維持管理
 - ・中間処理施設の適正な維持管理
 - ・中間処理施設の長寿命化計画
 - ・ごみ排出量の削減（関連課題、再掲）
 - ・リサイクルの推進（関連課題、再掲）

(4) 最終処分

①最終処分場の適正な維持管理

【背景】

本市のごみ処理における最終処分の対象としているごみの種類は、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの焼却残渣等であり、中讃広域行政事務組合一般廃棄物最終処分場（エコランド林ヶ谷）において埋立処分を行っています。

埋立処分の目的は、生活環境の保全上支障が生じない方法で廃棄物を適切に貯留し、自然界の代謝機能を利用し、安定化・無害化することにあります。

【課題】

◆最終処分施設の適正な維持管理

- ・最終処分場の適正な維持管理
- ・最終処分場の延命化
- ・ごみ排出量の削減（関連課題、再掲）
- ・リサイクルの推進（関連課題、再掲）
- ・中間処理施設の適正な維持管理（関連課題、再掲）

2. ごみ排出量及び処理量の見込み

2.1 将来人口

本計画の将来人口は、「丸亀市人口ビジョン・丸亀市未来を築く総合戦略」に示されている将来人口を基本として、令和2年度までの実績人口との乖離(かいり)を考慮し補正したものを採用することとします。

■将来人口

単位：人

区分	H27年度	R2年度	R7年度 (計画目標)
丸亀市未来を築く総合戦略	109,502	109,138	108,025
ごみ処理基本計画(採用人口) (丸亀市独自推計将来人口を補正)	110,010	109,870	108,025

※「丸亀市未来を築く総合戦略」の推計値は、丸亀市独自推計将来人口とします。

2.2 ごみ排出量の見込み

ごみ排出量の見込みは、過去5年間(平成28年度～令和2年度)の実績値を基に、これまでどおりの市民生活や事業活動を続けた場合、ごみの排出量が将来的にどのように変化するかについて予測します。なお、生活系ごみは1人1日当たりのごみ排出量(ごみの原単位)を推計し、事業系ごみは1日当たりのごみ排出量(ごみの原単位)を推計し、その値に将来人口を乗じて、将来のごみ排出量を算出します。

ごみ排出量の予測に用いる推計式は、過去のごみ排出量の推移の実績値を、一定の規則性を持つ回帰式に近似させ、その回帰式を将来まで延長することにより、将来の目標年度までの推計値を把握する手法であり、以下に示すとおりです。

① 1次傾向線	$Y = a \cdot X + b$	Y：推計値(原単位等) X：年度数(実績初年度を1とする) a、b、c、K：係数
② ベキ曲線	$Y = a \cdot X^b$	
③ 2次傾向線	$Y = a \cdot X^2 + b \cdot X + c$	
④ 1次指数曲線	$Y = a \cdot b^x$	
⑤ ロジスティック曲線	$Y = K / \{1 + a \cdot \text{EXP}(-b \cdot X)\}$	

(1) ごみ排出量の実績及び見通し

平成 28 年度から令和 7 年度におけるごみ排出量の原単位及び将来人口を基に予測した「ごみ排出量の実績及び見通し」を以下に示します。

本計画の計画目標年次（令和 7 年度）におけるごみ総排出量は、計画策定年次（平成 28 年度）と比べ、約 2,024 t/年(約 5.5%)減少し、中間目標年次（令和 2 年度）と比べ、約 840 t/年(約 2.4%)減少する見込みです。

ごみ区分別にみると、令和 7 年度の可燃ごみの排出量は、平成 28 年度と比べると、約 1,293 t/年(約 4.4%)減少し、不燃ごみは約 59 t/年(約 4.3%)増加し、資源ごみは約 955 t/年(約 22.2%)減少する見込みです。令和 2 年度と比べると、可燃ごみは約 633 t/年(約 2.2%)減少し、不燃ごみは約 50 t/年(約 3.4%)減少し、資源ごみは約 122 t/年(約 3.5%)減少する見込みです。

ごみ排出区分別にみると、令和 7 年度的生活系ごみの排出量は、平成 28 年度と比べると、約 1,025 t/年(約 4.1%)減少し、事業系ごみの排出量は、約 999 t/年(約 8.8%)減少する見込みです。令和 2 年度と比べると、生活系ごみの排出量は、約 876 t/年(約 3.5%)減少し、事業系ごみの排出量は、約 36 t/年(約 0.3%)増加する見込みです。

■ごみ排出量の実績及び見通し（生活系ごみ・事業系ごみ別）

	年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
人口	人	113,600	113,575	113,103	112,890	112,638	111,715	110,792	109,869	108,946	108,025	
年間日数	日	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	
総ごみ量	t/年	36,210	36,320	35,327	36,461	35,026	34,923	34,742	34,653	34,371	34,186	
	g/人・日	873.3	876.1	855.7	882.5	852.0	856.5	859.1	861.8	864.4	867.0	
生活系	t/年	24,830	24,509	24,354	25,228	24,681	24,531	24,354	24,240	23,991	23,805	
	g/人・日	598.8	591.2	589.9	610.6	600.3	601.6	602.3	602.8	603.3	603.8	
可燃ごみ	t/年	18,406	18,262	18,249	19,017	18,782	18,668	18,534	18,446	18,257	18,115	
	g/人・日	443.9	440.5	442.1	460.3	456.9	457.8	458.3	458.7	459.1	459.4	
不燃ごみ	t/年	1,316	1,273	1,280	1,346	1,418	1,409	1,399	1,392	1,378	1,367	
	g/人・日	31.7	30.7	31.0	32.6	34.5	34.6	34.6	34.6	34.7	34.7	
粗大ごみ	t/年	807	926	954	1,055	1,013	1,006	999	994	984	977	
	g/人・日	19.5	22.3	23.1	25.5	24.6	24.7	24.7	24.7	24.8	24.8	
資源ごみ	t/年	4,301	4,047	3,871	3,810	3,469	3,448	3,423	3,407	3,372	3,346	
	g/人・日	103.7	97.7	93.8	92.2	84.4	84.6	84.6	84.7	84.8	84.9	
事業系	t/年	11,380	11,811	10,973	11,233	10,345	10,392	10,388	10,413	10,381	10,381	
	g/人・日	31.2	32.4	30.1	30.7	28.3	28.3	28.3	28.3	28.3	28.3	
可燃ごみ	t/年	11,284	11,718	10,875	11,129	10,248	10,293	10,289	10,314	10,282	10,282	
	t/日	30.9	32.1	29.8	30.4	28.1	28.2	28.2	28.2	28.2	28.2	
不燃ごみ	t/年	44	45	38	47	51	51	51	51	51	51	
	t/日	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
粗大ごみ	t/年	52	48	60	57	46	47	47	48	47	47	
	t/日	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
総ごみ量	可燃ごみ	t/年	29,690	29,980	29,124	30,146	29,030	28,961	28,823	28,760	28,539	28,397
	不燃ごみ	t/年	1,360	1,319	1,318	1,393	1,468	1,460	1,450	1,443	1,429	1,419
	粗大ごみ	t/年	859	974	1,014	1,112	1,059	1,054	1,047	1,042	1,032	1,024
	資源ごみ	t/年	4,301	4,047	3,871	3,810	3,469	3,448	3,423	3,407	3,372	3,346
	総排出量	t/年	36,210	36,320	35,327	36,461	35,026	34,923	34,742	34,653	34,371	34,186

資料：中讃地域循環型社会形成推進地域計画（中讃広域行政事務組合）

※平成28年度から令和2年度の種別ごとのごみ排出量（実績値）については、見通しを算出するに当たり、数値を補正しています。

■ごみ排出量の実績及び見通し（収集ごみ・直接搬入ごみ別）

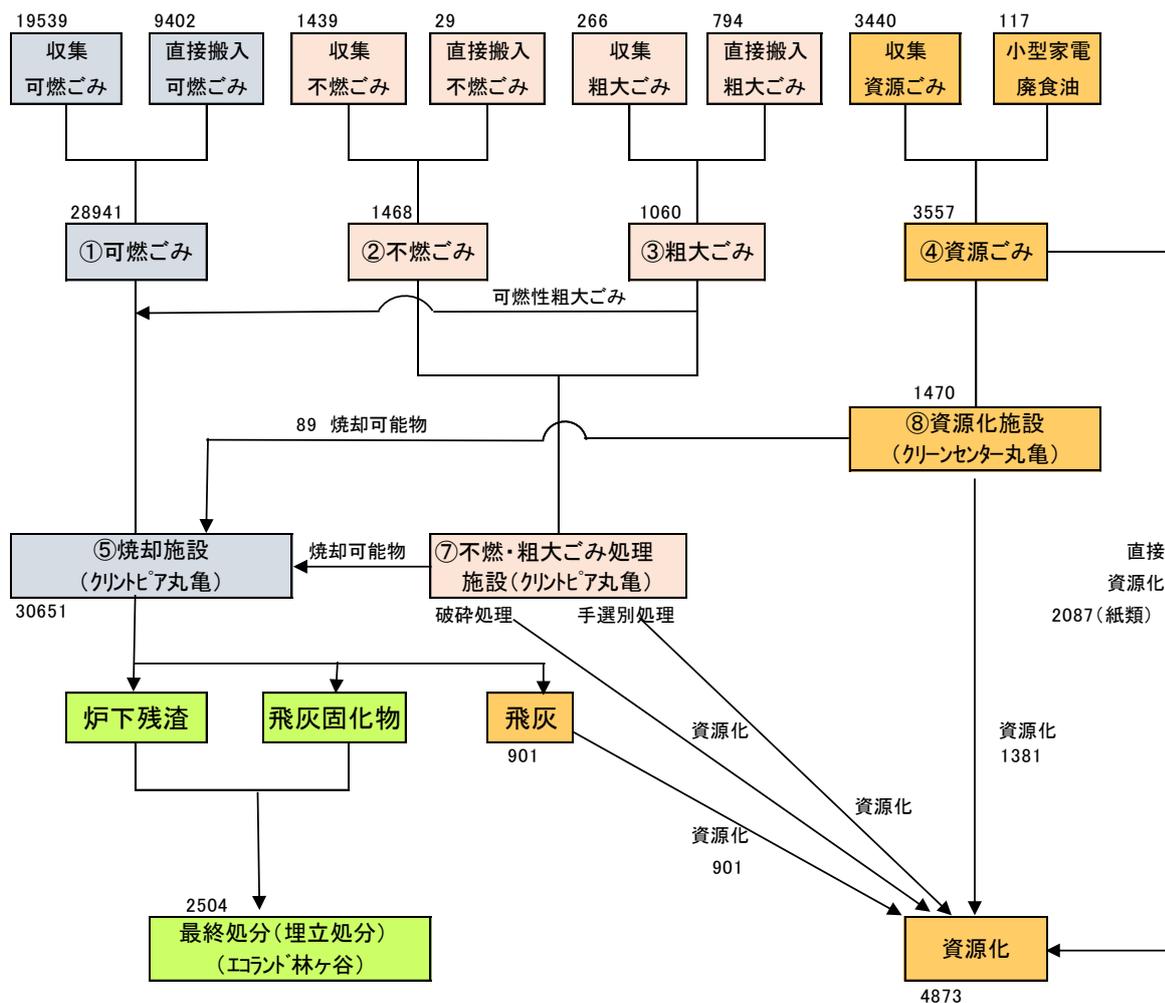
区分		年度	H28	H29	H30	R01	R02	R3	R4	R5	R6	R7
人口		人	113,600	113,575	113,103	112,890	112,638	111,715	110,792	109,869	108,946	108,025
収集ごみ量	可燃ごみ	t/年	18,236	18,059	18,038	18,869	18,661	17,985	17,899	17,860	17,723	17,635
		t/日	50.0	49.5	49.4	51.6	51.1	49.3	49.0	48.8	48.6	48.3
		g/人・日	439.8	435.6	436.9	456.7	453.9	441.1	442.6	444.1	445.7	447.3
	不燃ごみ	t/年	1,176	1,151	1,185	1,265	1,388	1,311	1,302	1,296	1,283	1,274
		t/日	3.2	3.2	3.2	3.5	3.8	3.6	3.6	3.5	3.5	3.5
		g/人・日	28.4	27.8	28.7	30.6	33.8	32.2	32.2	32.2	32.3	32.3
	粗大ごみ	t/年	151	170	237	195	224	204	203	202	200	199
		t/日	0.4	0.5	0.6	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5
		g/人・日	3.6	4.1	5.7	4.7	5.4	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
	資源ごみ	t/年	4,301	4,047	3,871	3,810	3,469	3,448	3,423	3,407	3,372	3,346
		t/日	11.8	11.1	10.6	10.4	9.5	9.4	9.4	9.3	9.2	9.2
		g/人・日	103.7	97.6	93.8	92.2	84.4	84.6	84.6	84.7	84.8	84.9
計	t/年	23,864	23,428	23,331	24,140	23,742	22,948	22,827	22,765	22,578	22,454	
	t/日	65.4	64.2	63.9	66.0	65.0	62.9	62.5	62.2	61.9	61.5	
	g/人・日	575.5	565.1	565.2	584.3	577.5	562.8	564.5	566.1	567.8	569.5	
直接搬入ごみ量	可燃ごみ	t/年	11,454	11,921	11,086	11,277	10,369	10,976	10,924	10,900	10,816	10,762
		t/日	31.4	32.7	30.4	30.8	28.4	30.1	29.9	29.8	29.6	29.5
		g/人・日	276.2	287.6	268.5	272.9	252.2	269.2	270.1	271.1	272.0	272.9
	不燃ごみ	t/年	184	167	133	128	80	149	148	147	146	145
		t/日	0.5	0.5	0.4	0.3	0.2	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
		g/人・日	4.4	4.0	3.2	3.1	1.9	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7
	粗大ごみ	t/年	708	804	777	917	835	850	844	840	832	825
		t/日	1.9	2.2	2.1	2.5	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3
		g/人・日	17.1	19.4	18.8	22.2	20.3	20.8	20.9	20.9	20.9	20.9
	計	t/年	12,346	12,892	11,996	12,322	11,284	11,975	11,916	11,887	11,794	11,732
		t/日	33.8	35.3	32.9	33.7	30.9	32.8	32.6	32.5	32.3	32.1
		g/人・日	297.8	311.0	290.6	298.2	274.5	293.7	294.7	295.6	296.6	297.5
ごみ総排出量	可燃ごみ	t/年	29,690	29,980	29,124	30,146	29,030	28,961	28,823	28,760	28,539	28,397
		t/日	81.3	82.1	79.8	82.4	79.5	79.3	79.0	78.6	78.2	77.8
		g/人・日	716.0	723.2	705.5	729.6	706.1	710.2	712.8	715.2	717.7	720.2
	不燃ごみ	t/年	1,360	1,319	1,318	1,393	1,468	1,460	1,450	1,443	1,429	1,419
		t/日	3.7	3.6	3.6	3.8	4.0	4.0	4.0	3.9	3.9	3.9
		g/人・日	32.8	31.8	31.9	33.7	35.7	35.8	35.9	35.9	35.9	36.0
	粗大ごみ	t/年	859	974	1,014	1,112	1,059	1,054	1,047	1,042	1,032	1,024
		t/日	2.4	2.7	2.8	3.0	2.9	2.9	2.9	2.8	2.8	2.8
		g/人・日	20.7	23.5	24.6	26.9	25.8	25.8	25.9	25.9	26.0	26.0
	資源ごみ	t/年	4,301	4,047	3,871	3,810	3,469	3,448	3,423	3,407	3,372	3,346
		t/日	11.8	11.1	10.6	10.4	9.5	9.4	9.4	9.3	9.2	9.2
		g/人・日	103.7	97.6	93.8	92.2	84.4	84.6	84.6	84.7	84.8	84.9
計	t/年	36,210	36,320	35,327	36,461	35,026	34,923	34,742	34,653	34,371	34,186	
	t/日	99.2	99.5	96.8	99.6	96.0	95.7	95.2	94.7	94.2	93.7	
	g/人・日	873.3	876.1	855.7	882.5	851.9	856.5	859.1	861.8	864.3	867.0	
資源ごみ 収集率	収集資源ごみ ÷収集ごみ	%	18.0	17.3	16.6	15.8	14.6	15.0	15.0	15.0	14.9	14.9

2.3 ごみ処理量の見込み

将来において、これまでどおりの市民生活や事業活動を続けた場合、ごみ処理量が将来的にどのように変化するかについて予測を行います。

ごみの発生抑制や再生利用に向けた改善策を継続して取り組んだ場合、今後の1人1日当たりのごみ排出量は過年度と同様のペースで推移すると考えられることから、今後のごみ処理量は、3.2で予測したごみ排出量に対して、過去の実績における処理方法を継続するとして予測します。

搬入ごみの処分フロー(令和2年度実績)



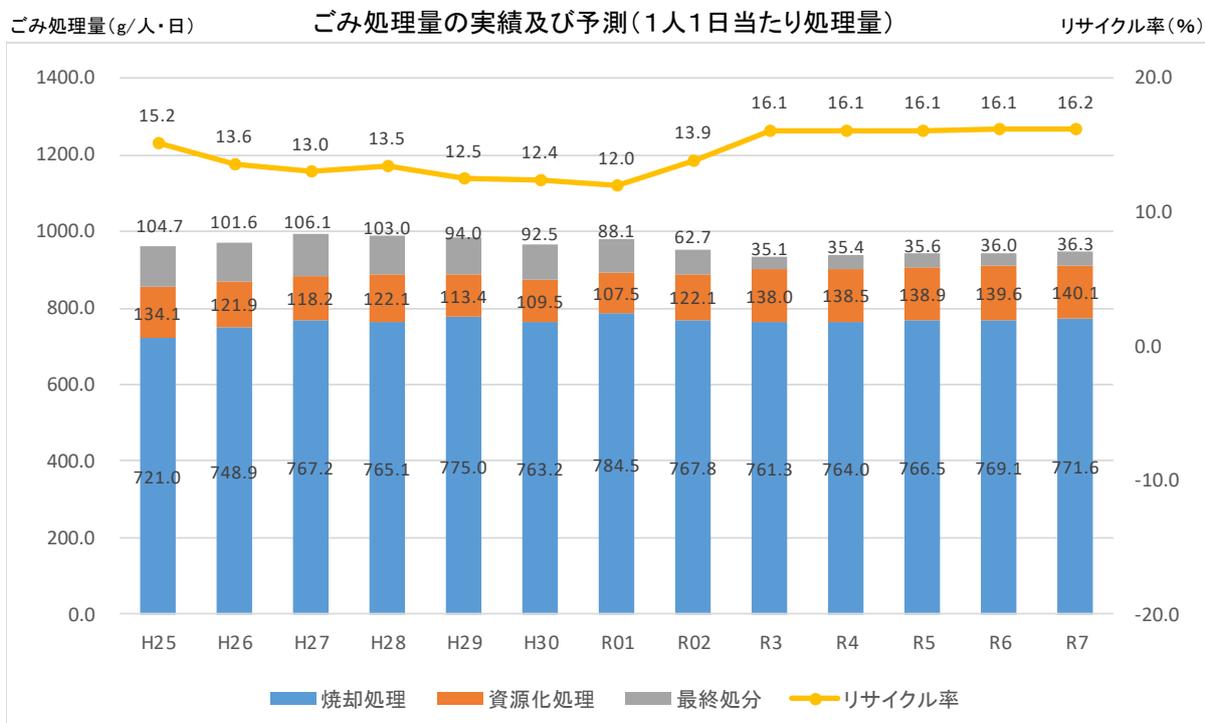
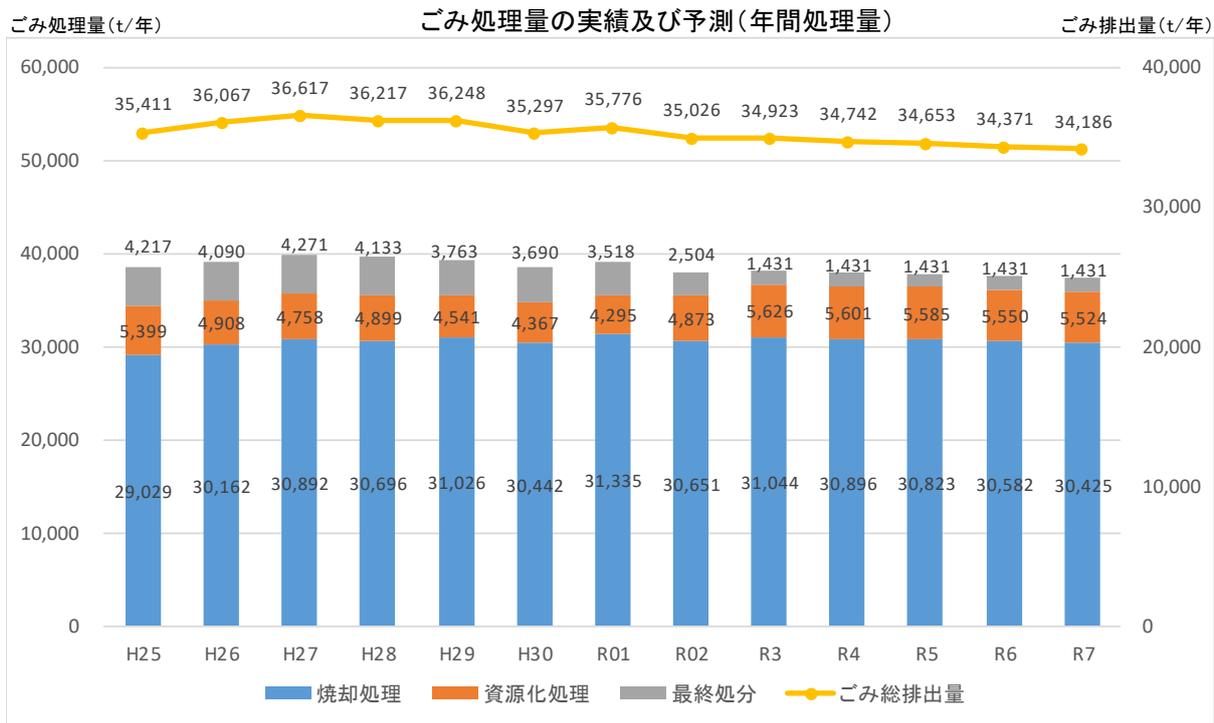
(1) ごみ処理量の実績及び見通し

「ごみ処理量の実績及び見通し」を以下に示します。

本計画の計画目標年次（令和7年度）におけるごみ処理量の内訳では、計画策定年次（平成28年度）と比べ、焼却処理量が約271 t/年（約0.9%）減少、最終処分量が約2,702 t/年（約65.4%）減少、資源化処理量が約625 t/年（約12.8%）増加する見込みです。さらに、リサイクル率は、約13.5%から約16.2%に上昇（2.7%）する見込みです。

■ごみ処理量の実績及び見通し

区分	年度	H28	H29	H30	R01	R02	R3	R4	R5	R6	R7	
人口	人	109,922	109,678	109,281	109,139	109,378	111,715	110,792	109,869	108,946	108,025	
ごみ総排出量	t/年	36,217	36,248	35,297	35,776	35,026	34,923	34,742	34,653	34,371	34,186	
焼却処理	直接焼却	t/年	29,690	29,678	29,124	29,961	29,232	28,961	28,823	28,760	28,539	28,397
		t/日	81.3	81.3	79.8	81.9	80.1	79.3	79.0	78.6	78.2	77.8
		g/人・日	740.0	741.4	730.2	750.1	732.2	710.2	712.8	715.2	717.7	720.2
	中間施設後焼却	t/年	1,006	1,348	1,318	1,374	1,419	2,083	2,073	2,063	2,043	2,028
		t/日	2.8	3.7	3.6	3.8	3.9	5.7	5.7	5.6	5.6	5.6
		g/人・日	25.1	33.7	33.0	34.4	35.6	51.1	51.3	51.3	51.4	51.4
計	t/年	30,696	31,026	30,442	31,335	30,651	31,044	30,896	30,823	30,582	30,425	
	t/日	84.1	85.0	83.4	85.6	84.0	85.1	84.6	84.2	83.8	83.4	
	g/人・日	765.1	775.0	763.2	784.5	767.8	761.3	764.0	766.5	769.1	771.6	
資源化処理	直接資源化	t/年	2,839	2,576	2,404	2,304	2,087	2,100	2,050	2,000	2,000	2,000
		t/日	7.8	7.1	6.6	6.3	5.7	5.8	5.6	5.5	5.5	5.5
		g/人・日	70.8	64.3	60.3	57.7	52.3	51.5	50.7	49.7	50.3	50.7
	中間処理後資源化	t/年	2,060	1,965	1,963	1,991	2,786	3,526	3,551	3,585	3,550	3,524
		t/日	5.6	5.4	5.4	5.4	7.6	9.7	9.7	9.8	9.7	9.7
		g/人・日	51.3	49.1	49.2	49.8	69.8	86.5	87.8	89.2	89.3	89.4
集団回収	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	t/日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
計	t/年	4,899	4,541	4,367	4,295	4,873	5,626	5,601	5,585	5,550	5,524	
	t/日	13.4	12.4	12.0	11.7	13.4	15.4	15.3	15.3	15.2	15.1	
	g/人・日	122.1	113.4	109.5	107.5	122.1	138.0	138.5	138.9	139.6	140.1	
最終処分	直接埋立	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		t/日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	焼却残渣	t/年	2,698	2,381	2,295	2,289	1,223	103	103	103	103	103
		t/日	7.4	6.5	6.3	6.3	3.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
		g/人・日	67.2	59.5	57.5	57.3	30.6	2.5	2.5	2.6	2.6	2.6
中間処理残渣	t/年	1,435	1,382	1,395	1,228	1,281	1,328	1,328	1,328	1,328	1,328	
	t/日	3.9	3.8	3.8	3.4	3.5	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	
	g/人・日	35.8	34.5	35.0	30.7	32.1	32.6	32.8	33.0	33.4	33.7	
計	t/年	4,133	3,763	3,690	3,518	2,504	1,431	1,431	1,431	1,431	1,431	
	t/日	11.3	10.3	10.1	9.6	6.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	
	g/人・日	103.0	94.0	92.5	88.1	62.7	35.1	35.4	35.6	36.0	36.3	
リサイクル率	資源化処理総量 ÷総排出量	%	13.5	12.5	12.4	12.0	13.9	16.1	16.1	16.1	16.2	



3. ごみ排出量及び処理量の目標

本市のごみの発生抑制や再生利用等の目標については、国や県で定めている「廃棄物の減量化等の目標」との整合を図るために、国や県の目標を参考にすることとします。また、市独自で設定している目標については、実績を踏まえ一部見直して継続することとします。

3.1 国で定めている「廃棄物の減量化等の目標」

国では循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会形成推進基本計画を策定し、

- ①循環型社会の形成に関する施策についての基本方針
- ②循環型社会の形成に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- ③その他循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めています。

さらに、平成30年6月に策定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」の中では、一般廃棄物の減量化等の目標値を次のとおり設定しています。

【第四次循環型社会形成推進基本計画】(H30.6月)

区 分	【目標年度】 令和7年度
●1人1日当たりのごみ排出量（集団回収量 [*] 含む）	目標値 850g/人・日
●1人1日当たりの生活系ごみ排出量（集団回収量、資源ごみ等を除く）	目標値 440g/人・日
●事業系ごみ排出量	目標値 約1,100万t/年

3.2 香川県で定めている「廃棄物の減量化等の目標」

香川県では令和4年3月に公表した「香川県廃棄物処理計画」において、持続可能な循環型社会の形成に向けた施策を展開するため、

- ① 2R（リデュース[発生抑制]、リユース[再使用]）の推進
- ② リサイクル[再生利用]の推進
- ③ 廃棄物の適正処理の推進
- ④ 災害廃棄物処理体制の充実・強化

の4つの施策を定めています。

また、一般廃棄物の減量化等の目標値を次のとおり設定しています。

【香川県廃棄物処理計画】

区 分	【現況】 令和2年度	【目標年度】 令和7年度
●総排出量	実績値 31.2万t/年（R1）	目標値 28.0万t/年
●1人1日当たりのごみ排出量（集団回収量含む）	実績値 868g/人・日（R1）	目標値 810g/人・日
●リサイクル率	実績値 18.2%（R1）	目標値 24.0%
●最終処分量	実績値 3.1万t/年（R1）	目標値 2.6万t/年

3.3 本市の「廃棄物の減量化等の目標」

本市が定める指標には、「国で定めている廃棄物の減量化等の目標」、「香川県で定めている廃棄物の減量化等の目標」で示した各指標との整合を図るとともに、資源化率の向上や最終処分量の削減のため、今後とも継続してごみの減量化に取り組んでいく必要があることから、次の5つの目標を定めます。

廃棄物の減量化等の目標	設定主体	ごみ処理基本計画への適用
① 1人1日当たりのごみ排出量	県	県の目標を参考とし設定する。
② 1人1日当たりの生活系ごみ排出量	国	国の目標を参考とし設定する。
③ 事業系ごみ排出量	市	国の目標を参考とし設定する。
④ リサイクル率	県	県の目標を参考とし設定する。
⑤ 資源ごみ収集率	市	市の目標を設定する。
最終処分量	県	結果指標とし、目標には設定しない。

区分	【参考】 国・県の目標	【中間目標年次】 令和2年度	【計画目標年次】 令和7年度
●目標① 1人1日当たりのごみ排出量（原単位） ※生活系ごみ、事業系ごみ、集団回収量含む総排出量	国 850g/人・日 県 810g/人・日	実績値 851.9g/人・日	目標値 810g/人・日 予測値 867g/人・日
●目標② 1人1日当たりの生活系ごみ排出量（原単位） ※資源ごみ、集団回収量等を除く	国 440g/人・日	実績値 491.3g/人・日	目標値 440g/人・日 予測値 494g/人・日
●目標③ 事業系ごみ排出量	国 約1,100万t/年	実績値 10,345t/年	目標値 9,436t/年 【R1年度比16%削減】 予測値 10,381t/年
●目標④ リサイクル率（%） （資源化処理総量÷ごみ総排出量）	県 24.0%	実績値 13.9%	目標値 24%
●目標⑤ 資源ごみ収集率（%） （収集資源ごみ÷収集ごみ量）	—	実績値 14.6%	目標値 20%

また、目標として掲げる各数値は、国や県が定めた「廃棄物の減量化等の目標」を参考とするものとし、予測値と大きく乖離しない数値を達成目標にします。また、丸亀市環境基本計画で定めている目標との整合も図ります。

なお、香川県で定めている廃棄物の減量化等の目標のうち、最終処分量は、ごみの発生抑制やリサイクル率の向上等の各取組みの結果により最終処分量の減少につながることから、結果指標として捉え、廃棄物の減量化等の数値目標には採用しないことにします。

(1) 1人1日当たりのごみ排出量の削減目標

現在の発生抑制や再生利用、循環型社会の形成に向けた改善策を継続して取り組んだ場合、1人1日当たりのごみ排出量は、令和7年度において867g/人・日(34,186t/年)と予測しています。

予測結果では、国で定めている目標850g/人・日及び県で定めている目標810g/人・日を達成できない見込みです。本市においては、県の目標値を本市の目標値に設定し、引き続きごみ排出量の削減を目指します。

(2) 1人1日当たりの生活系ごみ排出量の削減目標

現在の発生抑制や再生利用、循環型社会の形成に向けた改善策を継続して取り組んだ場合、1人1日当たりの生活系ごみ排出量は、令和7年度において494g/人・日(19,482t/年)と予測しています。

予測結果では、国で定めている目標440g/人・日を達成できない見込みです。本市においては、国の目標値を本市の目標値に設定し、引き続き生活系ごみ排出量の削減を目指します。

(3) 事業系ごみ排出量の削減目標

事業所が、現在の発生抑制や再生利用、循環型社会の形成に向けた改善策を継続して取り組んだ場合、事業系ごみ排出量は、令和7年度において10,381 t/年と予測しています。

事業系ごみ排出量の削減目標は、国で定める目標値を参考に本市の目標値を設定し、引き続き事業系ごみ排出量の削減を目指します。

(4) リサイクル率の向上目標

現在の発生抑制や再生利用、循環型社会の形成に向けた改善策を継続して取り組んだ場合、リサイクル率は、令和7年度において約16.2%と予測しています。

令和2年度の実績では、県で定めているリサイクル率の目標（令和2年度においてリサイクル率を24%にする）または本市が定める目標（平成25年度実績に対してリサイクル率を3%向上させる）を達成できていません。リサイクル率の目標値は、引き続き県で定める目標値を参考とし本市の目標値に設定し、さらにリサイクルの推進に努めます。

(5) 資源ごみ収集率の向上目標

資源の循環的な利用を推進するため、本市では資源ごみ収集率を向上させる取組みを行っており、本市の環境基本計画において取組指標としています。

本計画ではその指標を参考とし目標を設定します。

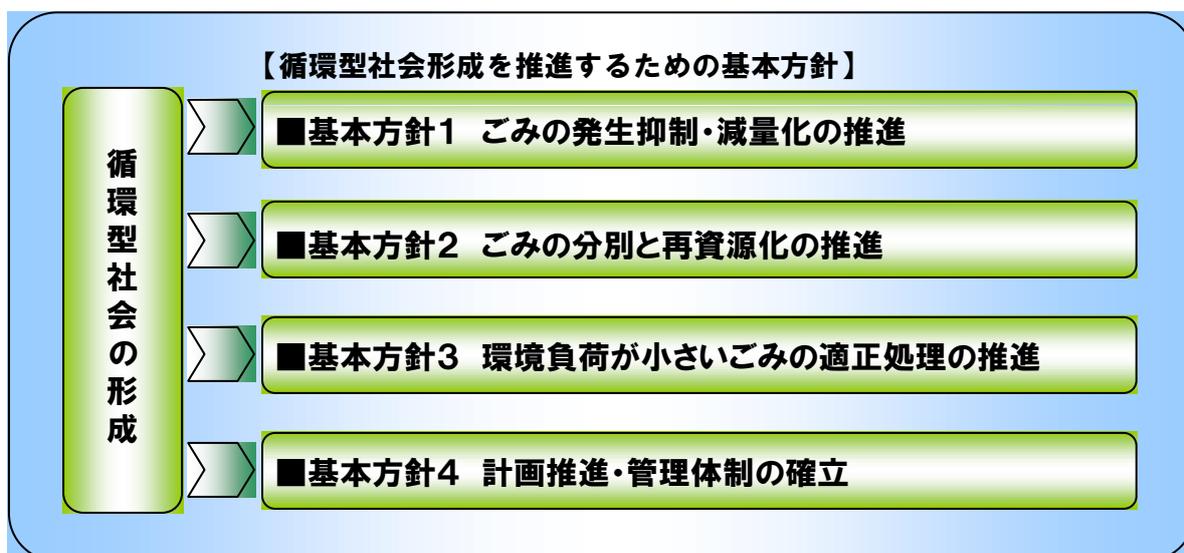
4. 目標の達成に向けた取組み

循環型社会形成を推進するための基本方針に基づき、ごみの減量・再資源化等の目標を達成するため、廃棄物処理の優先順位を踏まえ、基本的な取組みを定めます。

●廃棄物処理の優先順位

循環型社会形成推進基本法[※]で定められた廃棄物処理の優先順位のことをいいます。

- ①廃棄物等の「リデュース[発生抑制]」と発生を回避する「リフューズ[廃棄物になるものを断る]」
- ②使用済み製品をそのまま使う「リユース[再使用]」
- ③廃棄物等を原材料として利用する「リサイクル[再生利用]」
- ④廃棄物等から熱を得ることにより利用する「熱回収」
- ⑤廃棄物の「適正処理」



【方向性を同じくするSDGsのゴール】



■基本方針1 ごみの発生抑制・減量化の推進

市民、事業者、行政の協働により、生活系ごみ、事業系ごみの発生抑制・減量化を推進します。(リフューズ[廃棄物になるものを断る]、リデュース[発生抑制])

■基本方針2 ごみの分別と再資源化の推進

分別排出の徹底により、従来なら可燃ごみや不燃ごみとして排出していたものの中から資源ごみを分別し、ごみの再資源化等を推進します。(リユース[再使用]、リサイクル[再生利用])

■基本方針3 環境負荷が小さいごみの適正処理の推進

ごみの適正処理を行うため、不法投棄の防止に努め、計画的な施設の維持管理により環境にやさしいごみの適正処理を推進します。

■基本方針4 計画推進・管理体制の確立

廃棄物処理の優先順位に基づく4Rと適正処理を着実に実行するための基盤(体制・仕組み)を構築し、市民や事業者、関係機関と連携しながら、環境にやさしい循環型のまちづくりの実現を目指します。

4.1 ごみの発生抑制・減量化の推進

(1) ごみの発生抑制に向けた啓発活動

これまでの広報活動を踏まえ、広報紙やホームページ、ごみ分別アプリ、ケーブルテレビ等を活用し、積極的な啓発活動を行います。

また、ごみの適正な処理、リサイクルの推進に関する啓発のため、施設見学や出前講座等にも積極的に対応します。

【市の取組み】

- ・ごみの発生抑制につながる生活スタイルの啓発を行います。
- ・マイバッグ^{*}運動や過剰包装の削減等の啓発を行います。
- ・厨芥ごみ^{*}（生ごみ）の減量化を促すための啓発を行います。
- ・容器包装廃棄物^{*}の削減を促すための啓発・支援を行います。
- ・不用品等の再使用促進のための啓発・支援を行います。（エコ丸工房等）
- ・環境教育、環境学習の充実を図ります。（副読本の作成・エコ丸工房等）
- ・市民団体等による集団回収の推進に向けた啓発・支援を行います。
- ・生ごみ処理機^{*}補助金制度等の活用に関する啓発・支援を行います。
- ・事業所への指導・啓発を行います。
- ・小売店、商店街等への過剰包装等削減の協力要請を行います。
- ・家庭や事業者から発生する食品ロスの削減を推進します。

(2) ごみの発生抑制に向けた取組み

【市民の取組み】

- ・不要になるものは買わない、貰わない生活スタイルを心がけます。
- ・購入時には長く使用できるものを選び、可能なものは修理・修繕するなどして長く大事に使います。
- ・買い物際にはマイバッグを持参します。
- ・買いすぎや作りすぎに注意して、手つかずの食料品や食べ残しをなくします。
- ・過剰包装を断り、ばら売り商品や簡易包装商品を選びます。
- ・使い捨て商品の利用を減らし、再使用できる商品を選びます。
- ・ペットボトル、食品トレイ、牛乳パック等の自主回収に協力します。
- ・生ごみの水切りを徹底し、生ごみの減量化に取り組めます。
- ・生ごみ処理機やコンポスト容器^{*}を活用するなど、生ごみの減量化に取り組めます。
- ・市が取り組む施策を理解し、参加・協力します。

【事業者の取組み】

- ・原材料の選択や製造工程を工夫することなどにより、ごみの発生抑制や再生を考慮した商品の製造に努めます。
- ・過剰包装をやめ、包装の簡易化に取り組めます。
- ・小売り業者は、できる限り使い捨て製品の提供を抑制し、環境負荷の少ないグリーン製品を提供します。
- ・レジ袋の有料化やポイント制を活用するなど、レジ袋の削減に取り組めます。
- ・ペットボトル、食品トレイ、牛乳パック等の自主回収に取り組めます。
- ・社員への環境教育を進めるとともに、地域の関連イベント等に参加・協賛します。
- ・市が取り組む施策を理解し、参加・協力します。

食品ロス削減の推進

1 食品ロス削減の意義

食品ロス^{*}とは、本来食べられるにもかかわらず、食べ残しや消費期限切れなどで、捨てられている食品のことです。生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生していることから、まだ食べることができる食品については、できるだけ食品として活用し、食品ロスを削減していくことが重要です。食品ロスの削減により、廃棄物の発生抑制が図られます。

2 食品ロス削減に向けた方向性

食品ロスを削減するためには、市民や事業者が食品ロスの現状と問題点、削減の意義について理解するとともに、その削減に向けた行動を実践することが必要です。

具体的には、

- ・食べ物を無駄にしない意識を持ち、
- ・食品ロスの現状とその削減の必要性について認識した上で、
- ・生産、製造、販売の各段階や買い物、保存、調理、消費の各場面において、食品ロスが発生していることや、
- ・消費者、事業者等、それぞれに期待される役割と具体的行動を理解し、
- ・可能なものから具体的な行動に移す、

ことが求められます。

こうした理解と行動の変革が広がるよう事業者、消費者、丸亀市、県、関係団体等の多様な主体が連携・協働することによって、食品ロスの削減を推進するものとします。

3 食品ロスの削減推進のために求められる役割と行動

食品ロスは消費者および事業者の双方から発生しており、サプライチェーン全体で取り組むべき課題であるため、消費者や事業者がその役割と行動を理解し、実践することが重要で

す。

また、事業者は自らの取組みを消費者に伝え、消費者は食品ロスの削減に取り組む事業者を積極的に利用するなどの双方のコミュニケーションを活性化していくことが重要です。

これに消費者団体やNPO、行政も参画し、それぞれの役割を果たしながら連携・協働することにより、先進的な取組事例が創出されることが期待されます。

4 基本的施策

本市では、これまで、食品ロスの削減について、広報紙やごみカレンダーなどで啓発に取り組むとともに、小学校の社会科副読本に掲載し授業で活用するなど、教育現場での啓発に取り組んできました。

今後、それらの施策に引き続き取り組むとともに、関係各課と連携した取り組みや定住自立圏域での共同での取組みなど効果的な施策の実施を模索するとともに、県と連携した普及啓発に取り組むことで、これまで以上に食品ロス削減の重要性についての理解と関心を高める教育や普及啓発の施策を推進します。

【参考】香川県における食品ロスの発生量と課題及び数値目標

香川県食品ロス削減推進計画では、本県における食品ロス発生量は年間 37,431 トン（家庭系 17,489 トン。事業系 19,942 トン）で、県民一人一日当たり 106 g（家庭系 49.5 g。事業系 56.5 g）を排出していると推計しています。食品ロスの発生源は、家庭系が 46.7%、事業系が 53.3%で、家庭系については「直接廃棄（手付かず食品）」の割合が高くなっています。

また、国の数値目標を踏まえ、以下の指標を数値目標として設定しています。

【県の食品ロスの削減目標】

指 標		現 状	目 標
		平成 29 年度 (2017)	令和 12 年度 (2030)
家庭系食品ロス	発生量	17,489 t	13,700 t
	一人一日当たり	49.5 g	39.0 g
事業系食品ロス	発生量	19,942 t	15,600 t
	一人一日当たり	56.5 g	45.0 g
【 合 計 】	発生量	37,431 t	29,300 t
	一人一日当たり	106 g	84 g

4.2 ごみの分別と再資源化の推進

分かりやすい分別表の作成や広報紙、ホームページ、ごみ分別アプリ等を活用し、家庭において分別排出に取り組みやすい環境をつくるための情報提供に努めます。

また、分別排出の徹底により、従来なら可燃ごみや不燃ごみとして排出していたものの中から資源ごみを分別するとともに、集団回収の充実を図るなど、ごみの再資源化等を推進します。

また、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が2021年6月に成立し、市町村によるプラスチックごみの分別収集や一括回収が求められていることから、必要となる新たな仕組みを調査・研究していくとともに、県や近隣市町との地域ブロック会議で情報共有を図り、課題の抽出や対応を検討するなど、連携し協議を進めます。

【市の取組み】

- ・「ごみ収集カレンダー」を作成し、全戸配布を行います。
- ・市広報紙、市ホームページ、ごみ分別アプリに情報を掲載します。
- ・啓発ポスター、チラシ等の活用による周知・啓発を図ります。
- ・リチウムイオン電池やカセットボンベなど、車両火災等につながるごみについて、特に分別の周知・啓発を図ります。
- ・違反ごみ等への対応を強化します。
- ・再使用を推進する啓発活動に努めます。
- ・資源ごみの盗難防止対策に努めます。
- ・プラスチックごみの分別収集や一括回収に向け、県や近隣市町と連携し取り組みます。

(1) 分別排出区分

ごみの減量化・再資源化を進めるため、ごみの適切な分別を推進するとともに、分別することで資源化ができるもの（例：小型家電など）や従来なら可燃ごみや不燃ごみとして排出されていたものの中から資源ごみは収集するなど、分別排出の徹底を図ります。

■分別区分

分別区分	対象品目	
可燃ごみ (燃えるごみ)	<ul style="list-style-type: none"> ◆調理くず、残飯、貝殻 等 ◆紙くず、ちり紙、紙おむつ、すいがら、使い捨てカイロ 等 ◆包装等に使用されているやわらかいプラスチック類、ラップ類、パック類、チューブ類 ◆ほうき、箸、竹串 ◆繊維くず、ぬいぐるみ、まくら、ボール 等 ◆カップ類、発砲スチロール、トレイ類 ◆カセットテープ、ビデオテープ 等 ◆靴全般（安全靴を除く）、ハンドバッグ等ゴム・皮製品 ◆在宅医療に伴う廃棄物 ◆枯葉、小枝 等 	
不燃ごみ (破碎ごみ)	<ul style="list-style-type: none"> ◆陶器・金属の食器類 ◆鏡、ガラス類（耐熱ガラス、板ガラス、哺乳びん 等） ◆破碎が必要な硬いポリ類・プラスチック類 ◆一斗缶、バケツ、洗面器、歯ブラシ 等 ◆DVD、CD、レコード、ボールペン、針金、針金ハンガー、玩具 等 ◆植木鉢、花瓶 等 ◆やかん、鍋、フライパン 等 ◆刃物類、電球（蛍光灯以外） ◆ホースリール、安全靴 	
資源ごみ	◆缶類	<ul style="list-style-type: none"> ・スチール製缶（ジュース・コーヒー缶、菓子・のり缶、カセットボンベ・スプレー缶、食用油缶等） ・アルミ製缶（ジュース、酎ハイ、ビール等）
	◆びん類	<ul style="list-style-type: none"> ・駄びん ・生びん（ジュース、コーラ、ビール、酢、ウィスキー、一升びん等）
	◆紙類	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞（広告紙含む） ・ダンボール ・雑誌、紙折箱、厚紙、紙袋、包装紙 ・牛乳パック、ジュースパック
	◆布類	
	◆ペットボトル	
	◆乾電池、水銀体温計、水銀温度計、ライター、傘、蛍光灯（電球型蛍光灯も含む）	
	◆小型家電	
◆廃食油		
粗大(大型)ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ◆自転車、タンス・ソファ等、ふとん・毛布・じゅうたん等、ガスコンロ、カセットコンロ、テーブル、机、椅子、ベッド等 <p>※大きさがおおむね 18 リットル缶より大きく、一辺の長さが 50cm を越えるもので、大の指定ごみ袋に入らない大型のもの。例えば、引越しなどで出る大型のごみをいいます。</p>	

4.3 環境負荷が小さいごみの適正処理の推進

(1) 収集・運搬計画

本市で排出されるごみは、現在の収集・運搬体制を継続しますが、毎年度策定する「ごみ処理実施計画」により、効率的でかつ適正な収集・運搬計画に適宜見直しを行い実行します。

- ・計画的な収集・運搬計画の策定と実施
- ・ごみ集積所の適正な維持管理（ごみ集積所管理システムの構築など）
- ・環境対応車両導入の検討（収集運搬車両）

①収集・運搬体制

区分	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ
生活系ごみ	直営・委託 又は直接搬入	直営・委託 又は直接搬入	直営 又は直接搬入	直営 又は直接搬入
事業系ごみ	許可業者 又は直接搬入	—	—	許可業者 又は直接搬入

②収集頻度

分別区分		丸亀地区	飯山地区	綾歌地区
可燃ごみ		2回/週(一部1回)	2回/週	2回/週
不燃ごみ		2回/月(一部1回)	2回/月	2回/月
資源ごみ	缶類	概ね1回/月 (同日収集)	2回/月 (同日収集)	2回/月 (同日収集)
	びん類			
	乾電池、水銀計、傘、蛍光灯			
	紙類	概ね2回/月	2回/月 (同日収集)	2回/月 (同日収集)
	布類			
	ペットボトル	随時	2回/月	2回/月
	小型家電			
廃食用油				
粗大ごみ		随時		

※ごみ収集日は毎年度のごみ収集カレンダーによる。

③収集方法

収集方法は、ステーション方式を継続します。また、ステーションの場所及び箇所数は、人口の状況、ステーションまでの距離や地域住民の要望等を考慮し、適宜見直しを行うものとしします。

また、地域外の市民によるごみ出し、収集日以外の排出等のマナー違反に対して、注意喚起のためのステッカー貼付のほか、地域住民による排出時の監視や定期巡回などを行い、ごみ排出のマナー向上に努めます。

■収集・運搬方法

排出区分	分別区分	収集方式	排出容器	ごみ収集・処理手数料	運搬先	
生活系	可燃ごみ	ステーション方式又は直接搬入も可	ステーションの場合は指定ごみ袋 直接搬入の場合は透明・半透明袋で可	指定ごみ袋 大:40円/枚 大(マチ付):40円/枚 中:30円/枚 小:20円/枚 直接搬入の場合 100円/10kg	クリントピア丸亀	
	不燃ごみ					
	資源ごみ	缶類	ステーション方式	コンテナ	無料	クリーンセンター丸亀
		びん類		ひもで縛る		
		紙類		透明・半透明袋		
		布類				
		ペットボトル				
		乾電池、水銀計、傘、蛍光灯	直接搬入	—		
小型家電	直接搬入又は拠点回収	拠点回収はペットボトルに入れる	クリーンセンター丸亀			
粗大ごみ	戸別収集又は直接搬入も可	—	有料※	クリントピア丸亀		
事業系	可燃ごみ・可燃性粗大ごみ	直接搬入又は許可業者に委託	直接搬入の場合は透明・半透明袋で可	200円/10kg	クリントピア丸亀	

※主な品目の粗大ごみ手数料

主な品目	手数料
エレクトーン、オートバイ(原付50cc以下)、健康器具・トレーニング器具、ソファ(2人掛以上)、畳、棚(スチール製)、机(スチール製)、ベッド(スプリング入りのマットレスは除く)、ベンチ、ロッカー等	700円
編み機、椅子、一輪車、スーツケース、乳母車・シルバーカー、車椅子、下駄箱、コタツ、座卓、三輪車・自転車等	500円
衣装ケース・収納ケース、じゅうたん・カーペット、ふとん(2枚まで)、座布団・クッション(5枚まで)、毛布(2枚まで)等	300円
直接搬入の場合	100円/10kg

(2) 中間処理計画

本市のごみ処理における中間処理は、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみに関しては、中讃広域行政事務組合ごみ処理施設（クリントピア丸亀）において焼却処理と不燃・粗大ごみの破碎選別処理を行い、焼却灰については資源化を行っています。処理残渣は中讃広域行政事務組合一般廃棄物最終処分場（エコランド林ヶ谷）で埋立処分を行っています。

資源ごみは、本市の資源化施設（クリーンセンター丸亀）において、缶類の選別・圧縮成型、ペットボトルの圧縮梱包、びん類の選別を行っています。

今後とも、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみに関しては、中讃広域行政事務組合において焼却処理と破碎選別処理を行い、焼却灰については資源化を行います。また、資源ごみに関しては、本市の資源化施設で資源化処理を行います。

また、これら現有施設の適正な維持管理を図っていくものとします。

■ 中間処理施設と処理主体

区分	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源ごみ
中間処理施設	焼却施設	不燃・粗大ごみ 処理施設	不燃・粗大ごみ 処理施設	資源化施設
	クリントピア丸亀	クリントピア丸亀	クリントピア丸亀	クリーンセンター 丸亀
処理主体	中讃広域 行政事務組合	中讃広域 行政事務組合	中讃広域 行政事務組合	丸亀市

■焼却施設／不燃・粗大ごみ処理施設／リサイクルプラザ

項目	内容
施設名	クリントピア丸亀
所在地	香川県丸亀市土器町北一丁目 72 番地 2
焼却施設	炉形式：全連続燃焼式焼却炉（流動床式）
	焼却施設：処理能力：260 t / 日 (130 t / 24 h × 2 炉)
	建設年度：(着工)平成 6 年 8 月、(竣工)平成 9 年 3 月
不燃・粗大ごみ 処理施設	選別の種類：4 種選別(鉄、アルミ、可燃物、不燃物)
	破砕機形式：堅型衝撃・せん断併用回転式
	処理能力：45 t / 5 h
リサイクルプラザ (エコ丸工房)	ガラス工房、機械工房、木工房、石けん工房 その他工房（古着古布、電気他） 展示ホール
供用開始年度	平成 8 年度
事業主体	中讃広域行政事務組合

■資源化施設

項目	内容
施設名	クリーンセンター丸亀
所在地	香川県丸亀市川西町南乙 66 番地 1
処理能力	P E T ボトル圧縮梱包機：500kg/h
	缶類選別機：600kg/h
	ビン類自動色選別機：800kg/h
処理方式	P E T ボトル：圧縮梱包
	缶類：磁力選別→圧縮成型
	ビン類：3 色種別カレット(無色・茶・その他)
建設年度	(竣工)平成 15 年 3 月
供用開始年度	平成 14 年度
事業主体	丸亀市

■中間処理量の見込み（令和 3 年度～令和 7 年度）

区 分	令和 3 年度～ 令和 7 年度	年平均
焼却処理量（中間処理後の焼却処理量を含む）	153, 770 t	30, 754 t / 年
焼却以外の中間処理量（分別後の資源化処理量を含む）※	17, 736 t	3, 547 t / 年
直接資源化処理量	10, 150 t	2, 030 t / 年
合 計	181, 656 t	36, 331 t / 年

※排出された不燃、粗大、資源ごみから直接資源化処理量を除いたもの（分別等の中間処理をするごみ量）

(3) 最終処分計画

本市のごみ処理における最終処分は、中間処理過程において生じた、焼却残渣、不燃ごみ・粗大ごみ破碎残渣等であり、中讃広域行政事務組合一般廃棄物最終処分場（エコラント林ヶ谷）において埋立処分を行っており、今後とも継続します。

埋立処分の目的は、生活環境の保全上支障が生じない方法で廃棄物を適切に貯留し、自然界の代謝機能を利用し、安定化・無害化することにあります。この目的を達成するため、減量・減容化の努力を講じ、埋立処分対象物、埋立処分量、地域環境等を考慮して適正な処分を今後とも実施していくものとします。

■最終処分場

項目	内容
施設名	エコラント林ヶ谷
所在地	香川県仲多度郡まんのう町追上 325 番 27
埋立容量	365,000 m ³ （残容量：95,438 m ³ ）※令和 2 年度末現在
埋立方法	セル方式+サンドイッチ方式
埋立期間	平成 11 年度～令和 9 年度
浸出水処理施設	処理水量：70m ³ /日 処理方式：生物処理+凝集沈殿
供用開始年度	平成 10 年度
設置主体	中讃広域行政事務組合

項目	内容
施設名	飯山町不燃物埋立地
所在地	丸亀市飯山町東坂元
埋立容量	76,000 m ³ （残容量：40,416 m ³ ）
埋立方法	セル方式
埋立期間	昭和 61 年度～
浸出水処理施設	処理水量：26 m ³ /日 処理方式：接触酸化+凝集沈殿
供用開始年度	昭和 61 年度
設置主体	丸亀市

■最終処分量の見込み（令和3年度～令和7年度）

区 分	令和3年度～令和7年度	年平均
焼却残渣(焼却灰等)	515 t	103 t
中間処理残渣	6,640 t	1,328 t
最終処分量 計	7,155 t	1,431 t

5. 計画推進・管理体制の確立

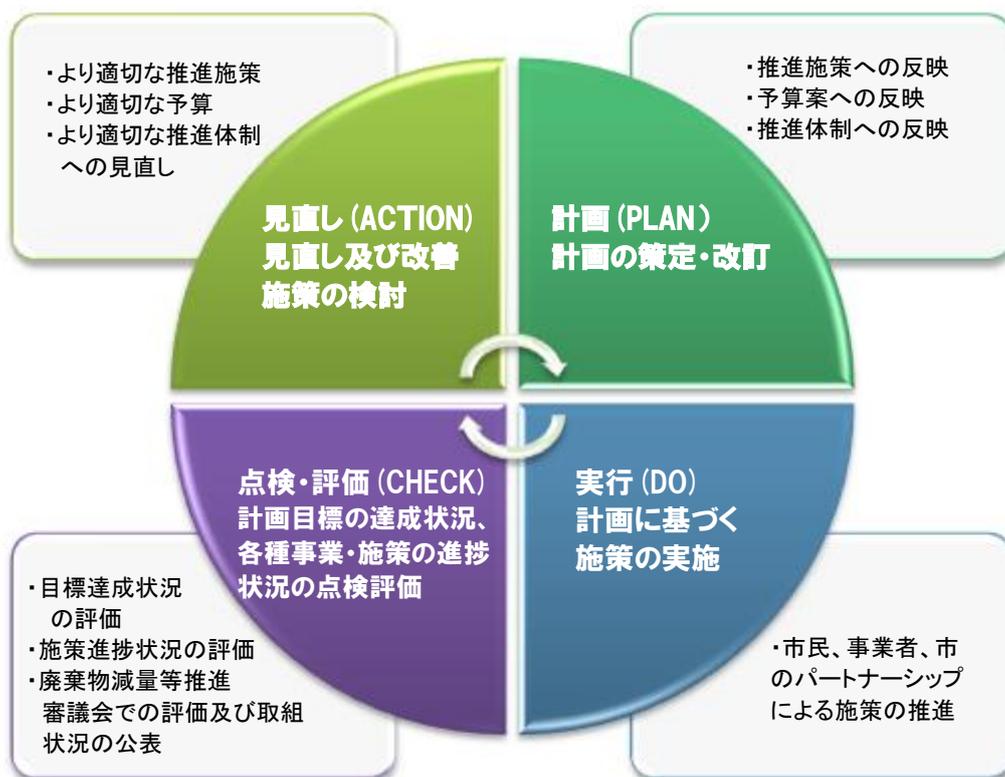
本計画を推進するために、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たすことが重要です。さらに、相互の協働関係をより一層強化することで、ごみの減量、再生利用を図り、持続性のある環境にやさしい資源循環型のまちづくりの実現を目指します。

5.1 管理評価システムの構築

(1) 計画の進捗管理

一般廃棄物処理基本計画は5年ごとに見直していく予定ですが、過去の行動を評価し、改善点を抽出し、改善点を正すための計画を策定し、実践します。すなわち、PDCAサイクル（PDCA: Plan（計画の策定）、Do（施策の実行）、Check（評価）、Action（見直し））を実践することが重要となります。

今後、本計画で策定した施策の取組状況を確認し、環境への負荷や費用対効果等の面から評価、公表するとともに、これを踏まえて、改善策と新しい目標値の検討等、具体的な施策を展開します。



(2) 「丸亀市廃棄物減量等推進審議会」による評価

本計画の管理評価の一環として、「丸亀市廃棄物減量等推進審議会」において、本計画に記載した施策の取組状況を評価し、次年度以降の取組方法の改善を図るなど、施策の進捗管理を行います。また、この会議において概ね5年ごとに達成状況を確認し、目標値を見直していくなど、本計画の管理評価を行います。

「丸亀市廃棄物減量等推進審議会」は、丸亀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第7条及び同規則第11条に基づき、識見を有する者、各種団体の代表者より、15名以内で組織されています。

5.2 不法投棄対策の強化

現在は、市職員による定期的パトロールを実施し、不法投棄の防止に努めています。

今後は、ごみの適正処理について市民及び事業者等に対し啓発を行うとともに、警察等の関連機関や市民と連携して不法投棄の監視体制を強化するとともに、監視カメラの導入等についても検討します。

5.3 連携強化

(1) 市民、事業者、行政の連携強化

資源循環型の社会を構築し、継続していくために、市民、事業者及び行政が連携を強化し、自分の役割を確実に実行します。

(2) 国、県、周辺市町との連携強化

国、県と廃棄物の資源循環について、技術、実態、試験・研究の成果等に関する情報交換を行います。また、周辺市町等とも一層連携して情報交換を行います。

また、継続的な情報交換が行える仕組みづくりを検討するとともに、災害時における広域での緊急応援体制の確立を検討します。

第Ⅲ編 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の現状と課題

1.1 水環境の概況と生活排水処理の必要性

本市は、土器川をはじめとする河川や多くのため池、そして瀬戸内海と身近な水環境に恵まれており、これら河川等の水質を保全するために公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽設置整備事業等を行っています。

本市の水環境は、市街部の河川や宅地化の進んでいる地域の河川については、生活排水の流入が多く、環境基準に適合していないなど良好な状態とはいえない箇所もありますが、これまでの生活排水対策の実施により全般的には改善傾向にあります。

また、近年の日常用水の使用量の増大等を背景に生活系負荷の比重が高まってきており、公共用水域の水質保全を図るために、今後とも工場・事業場の排水規制と併せて生活排水の適正な処理を推進していくことが重要です。

1.2 生活排水処理の現状

(1) 生活排水処理体系

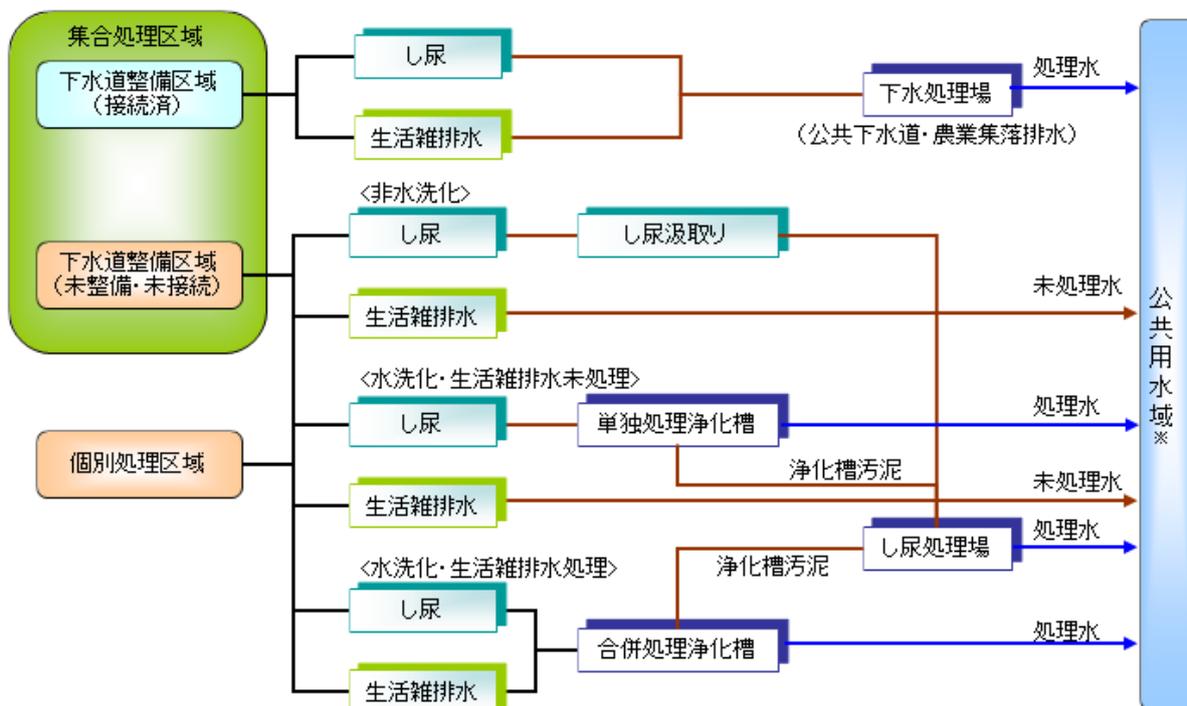
本市における生活排水処理の体系は、次に示すとおりです。

市域の生活排水の処理は、住宅密集地域を集合処理区域とし、公共下水道^{*}、農業集落排水施設により、し尿・生活雑排水の処理を実施しています。

集合処理区域内にあっても下水道等が整備されていない地域と個別処理区域については、し尿汲取り、単独処理浄化槽^{*}、合併処理浄化槽^{*}のいずれかにより処理を行っています。

なお、浄化槽法の改正により生活雑排水の処理が行えない単独処理浄化槽については、設置が認められておらず、今後、設置数は建替え等により減少していくことが見込まれます。

■生活排水の処理体系



(2) 生活排水処理形態別人口の推移

本市における生活排水処理形態別人口の推移は、次のとおりです。

■処理形態別人口の推移

項目	年度	H28	H29	H30	R1	R2
1. 計画処理区域内人口	人	113,474	113,230	112,833	112,691	112,427
2. 水洗化・生活雑排水処理人口 (汚水適正処理人口)	人	77,155	78,817	79,742	80,850	80,951
	%	68.0	69.6	70.6	71.8	72.0
(1) 公共下水道処理人口	人	46,592	47,589	47,391	47,179	47,378
	%	41.1	42.0	42.0	41.9	42.1
(2) 合併処理浄化槽処理人口	人	28,011	28,656	29,829	31,173	31,147
	%	24.7	25.3	26.4	27.7	27.7
(3) 農業集落排水施設処理人口	人	2,552	2,572	2,522	2,498	2,426
	%	2.2	2.3	2.2	2.2	2.2
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独浄処理浄化槽処理人口)	人	28,077	26,258	25,015	24,017	23,662
	%	24.7	23.2	22.2	21.3	21.0
4. 非水洗化人口	人	8,242	8,155	8,076	7,824	7,814
	%	7.3	7.2	7.2	6.9	7.0
(1) し尿処理人口	人	8,217	8,132	8,056	7,814	7,809
	%	7.2	7.2	7.1	6.9	6.9
(2) 自家処理人口	人	25	23	20	10	5
	%	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1

資料：丸亀市

(3) 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は、次のとおりです。

■生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	設置者（個人等）
農業集落排水	し尿及び生活雑排水	市
単独処理浄化槽	し尿	設置者（個人等）
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	中讃広域行政事務組合

(4) 公共下水道

本市の公共下水道は、丸亀処理区が昭和 30 年頃から着手し、昭和 45 年度から本格的な終末処理場（丸亀市浄化センター）を有する下水道事業に取り組んできました。また、飯山、綾歌地区については中讃流域下水道^{*}（大東川処理区）流域関連公共下水道として下水道事業に取り組んできました。

令和 2 年度末までの普及率は約 43.8%となっています。

■公共下水道の概要（丸亀市浄化センター）

項目		全体計画	認可計画 (第 1 施設)	認可計画 (第 2 施設)
計画処理人口		42,300 人	41,934 人	41,934 人
計画流入水量	日平均汚水量	21,100 m ³ /日	20,900 m ³ /日	20,900 m ³ /日
	日最大汚水量	26,200 m ³ /日	26,000 m ³ /日	26,000 m ³ /日
	雨天時汚水量	107,800 m ³ /日	107,800 m ³ /日	107,800 m ³ /日
水処理系列数		2 系列	2 系列	2 系列
水処理能力	晴天時最大	26,200 m ³ /日	26,200 m ³ /日	37,400 m ³ /日
	雨天時時間最大	107,800 m ³ /日	107,800 m ³ /日	118,800 m ³ /日
汚泥処理系列		2 系列	2 系列	2 系列
汚泥処理能力		5 DSt/日	5 DSt/日	7 DSt/日

※第 1 施設とは、建設予定施設。第 2 施設とは、現有施設。

資料：丸亀市

■流域下水道^{*}の概要（中讃流域下水道 大東川処理区）

項目	内容
流域下水道名	中讃流域下水道
処理区名	大東川
関係市町	丸亀市、坂出市、宇多津町、綾川町（2 市 2 町）
計画処理人口	73,520 人
計画処理面積	3,723.4 (ha)
計画処理能力	48,330m ³ /日
現有能力	24,000m ³ /日
幹線延長	28.6km（整備済）
供用開始	昭和 60 年 4 月

資料：丸亀市

■公共下水道の普及状況

年度	処理区域面積 (ha)	処理区域人口 (人)	普及率 (%) [*]
平成 28 年度	1,704.0	50,176	44.2
平成 29 年度	1,720.1	49,895	44.1
平成 30 年度	1,722.1	49,596	44.0
令和元年度	1,727.0	49,039	43.5
令和 2 年度	1,728.6	49,211	43.8

※普及率：(公共下水道の利用可能人口／行政区域内人口)

資料：丸亀市

(5) 農業集落排水

本市における農業集落排水処理施設^{*}の概要については、次のとおりです。

農業集落排水処理施設は、飯山、綾歌の 4 処理区（岡地区、西坂元地区、三谷地区、赤坂地区）において供用中となっています。

■農業集落排水処理施設

事業採択年度	地区名	処理区名	計画人口	計画戸数	2 年度末処理区域人口	事業実施年度	供用開始年度
H7	飯山	岡	830	188	471	H7～H11	H10
H8	綾歌	赤坂	730	150	336	H8～H14	H11
H10	飯山	西坂元	1,040	212	896	H10～H12	H13
H15	飯山	三谷	2,140	546	1,096	H15～H19	H18

資料：丸亀市

(6) 合併処理浄化槽

本市では、公共下水道及び農業集落排水事業の事業計画区域を除く市内全域において、生活排水処理の促進を図るため、「丸亀市浄化槽設置整備事業」により、合併処理浄化槽を設置する方に対して補助を行っています。

■浄化槽設置整備事業概要

項目		備考	
対象者		市税を完納しているもので、専用住宅（延べ床面積の1/2以上を居住の目的とした住宅）に浄化槽を設置しようとする者。ただし、販売及び賃貸を目的とする専用住宅に設置しようとする者は除く。	
対象地域		下水道（農業集落排水事業を含む）の事業計画区域以外の地域等	
対象となる浄化槽		環境省国庫補助指針適合品で、処理対象人員50人以下のもの	
補助金額 (円)	5人槽	444,000	延べ床面積が、140平方メートル以下の専用住宅に設置する場合
	6-7人槽	486,000	延べ床面積が、140平方メートルを超える専用住宅に設置する場合
	8-10人槽	576,000	・2世帯住宅（台所及び浴室が2つ以上ある場合） ・同一敷地内で、2戸以上の専用住宅に設置する場合
	11-20人槽	1,092,000	
	21-30人槽	1,860,000	
	31-50人槽	2,496,000	

※単独処理浄化槽を撤去する際にも補助金が出る場合があります。

※補助金額は、高度処理型（窒素又は磷除去型）の場合の金額です。

■合併処理浄化槽設置状況

年度	5～50人槽（基）	51人槽以上（基）	計（基）
平成28年度	243	0	243
平成29年度	285	0	285
平成30年度	334	0	334
令和元年度	316	0	316
令和2年度	289	0	289

資料：丸亀市

(7) 単独処理浄化槽

本市の単独処理浄化槽人口は、令和2年度実績で全体の約21%となっています。

今後、公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽への転換が進むことにより、単独処理浄化槽人口は減少すると考えられます。

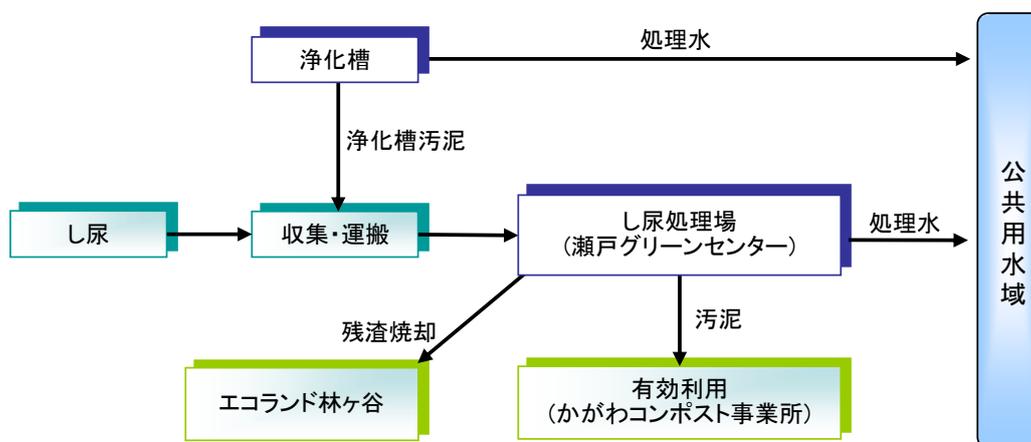
(8) し尿・浄化槽汚泥処理

①し尿及び浄化槽汚泥処理の流れ

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥処理の流れは、次に示すとおりです。

収集したし尿及び浄化槽汚泥は、その全量の中讃広域行政事務組合のし尿処理施設（瀬戸グリーンセンター）に運搬し、処理しています。また、同施設から発生する汚泥は、隣接する「かがわコンポスト事業所」へ運搬し、有効利用しています。

■し尿及び浄化槽汚泥処理の流れ



本市のし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、合併前の形態にも関係し、地区別に直営、委託及び許可の方法で行っています。

■し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬形態

地区	し尿		浄化槽汚泥	
	形態	収集頻度	形態	収集頻度
丸亀	直営・委託	不定期	直営・許可※	不定期
飯山	委託	不定期	許可	不定期
綾歌	委託	不定期	許可	不定期

※許可とは、浄化槽汚泥の収集・運搬を丸亀市から許可された業者。(丸亀市浄化槽清掃業許可業者)

②し尿・浄化槽汚泥排出量の実績

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の排出（収集）量の推移は、次のとおりです。

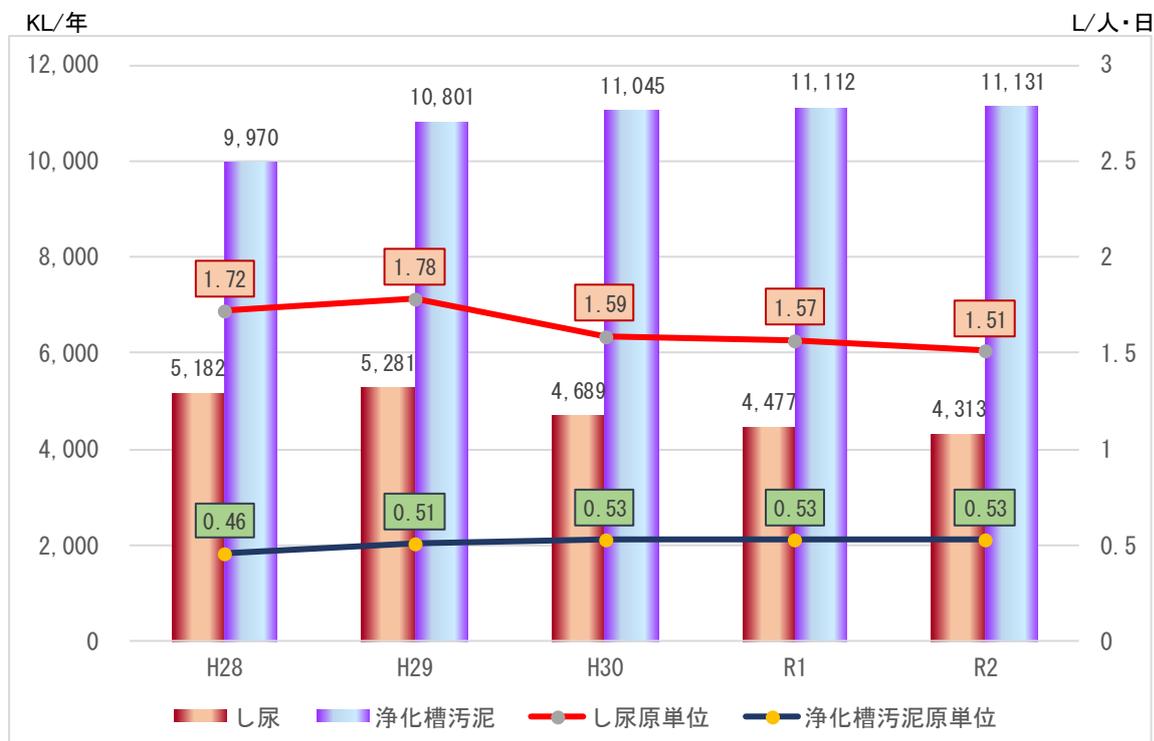
し尿は減少傾向を示し、浄化槽汚泥は増加傾向にあります。

また、1人1日平均排出量（以下「排出原単位」という。）は、し尿及び浄化槽汚泥ともに変動はありますが、全体的には横ばい傾向となっています。

■し尿・浄化槽汚泥排出量の実績

年度	対象人口		排出量		原単位	
	し尿 (人)	浄化槽 (人)	し尿 (kL/年)	浄化槽汚泥 (kL/年)	し尿原単位 (L/人・日)	浄化槽汚泥原単位 (L/人・日)
H28	8,217	57,640	5,182	9,970	1.72	0.46
H29	8,132	57,486	5,281	10,801	1.78	0.51
H30	8,056	57,366	4,689	11,045	1.59	0.53
R1	7,814	57,688	4,477	11,112	1.57	0.53
R2	7,809	57,235	4,313	11,131	1.51	0.53

※浄化槽は合併処理浄化槽、単独処理浄化槽及び農業集落排水施設の総数とします。
資料：丸亀市



③し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬の状況

本市から排出されるし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬の概要は、次のとおりです。

■し尿・浄化槽汚泥の収集運搬機材（令和2年度末）

項目	直営分		委託業者分		許可業者分	
	台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量
収集車 (バキューム車)	8台	19kL	4台	7kL	21台	59kL
運搬車	3台	27kL	0台	0kL	1台	9kL
計	11台	46kL	4台	7kL	22台	68kL

資料：丸亀市（令和3年3月31日）

④中間処理の状況

本市から排出されるし尿及び浄化槽汚泥については、すべて中讃広域行政事務組合のし尿処理施設（瀬戸グリーンセンター）に搬入し、処理を行っています。

し尿処理場の概要は、下記のとおりです。

■し尿処理場の概要

項目	内容
施設名	瀬戸グリーンセンター
所在地	仲多度郡多度津町堀江五丁目11番地
処理対象人口	251,000人（中讃広域行政事務組合）※ 令和3年3月現在
処理方式	標準脱窒素処理方式＋高度処理
処理能力	174kL/日（し尿：64kL/日、浄化槽汚泥：110kL/日）
建設年度	平成5年3月（竣工）、平成24年3月（更新）
放流水質	PH:5.8～8.6 BOD:10mg/L以下 COD:20mg/L以下 SS:5mg/L以下 T-N:25mg/L以下 T-P:1mg/L以下 色度:25度以下 大腸菌:3,000個/mg/L以下
汚泥処理	強制通風式横型発酵（コンポスト化）
供用開始年度	平成24年度
管理体制	中讃広域行政事務組合

※処理対象人口は、丸亀市、善通寺市、琴平町、多度津町、まんのう町及び三豊市の人口総数とします。

⑤資源化・最終処分の状況

中讃広域行政事務組合のし尿処理施設の処理過程で発生する「し渣」については、同組合の焼却施設（クリントピア丸亀）で焼却処理しています。

また、汚泥は、汚泥再資源化施設（かがわコンポスト事業所）へ搬入し、堆肥化を行い、有効利用を図っています。

■汚泥再生資源化施設の概要

項目	内容
施設名	かがわコンポスト事業所
所在地	仲多度郡多度津町堀江五丁目 11 番地
処理対象人口	310,000 人 (中讃広域行政事務組合・観音寺市・三豊市) 令和 3 年 3 月現在
処理汚泥	し尿処理施設から発生する余剰汚泥 (浄化槽汚泥+余剰汚泥)
処理方式	強制通風式横型発酵
処理能力	16.59 t / 日 (脱水汚泥=含水率 82%)
建設年度	平成 27 年 3 月
製品量	3.2 t / 日 (含水率: 30~40%)
供用開始年度	平成 27 年度
管理体制	中讃広域行政事務組合

■最終処分場の概要

項目	内容
施設名	エコランド林ヶ谷
所在地	香川県仲多度郡まんのう町追上 325 番 27
埋立容量	365,000 m ³ (残容量: 95,438 m ³) ※令和 2 年度末現在
埋立方法	セル方式+サンドイッチ方式
埋立期間	平成 11 年度~令和 9 年度
浸出水処理施設	処理水量: 70m ³ /日 処理方式: 生物処理+凝集沈殿
供用開始年度	平成 10 年度
設置主体	中讃広域行政事務組合

1.3 生活排水処理の課題

本市の令和2年度末における「生活排水処理率（污水適正処理率：生活排水処理人口／行政区域内人口）」は約72%となっており、令和7年度（計画目標年次）における目標値（86%）の達成に向けて、今後とも生活雑排水処理人口の拡大が求められます。

◆公共下水道の整備推進

本市の下水道整備は、丸亀市公共下水道事業、中讃流域下水道大東川処理区流域関連公共下水道事業として、その整備に取り組んできましたが、下水道処理人口普及率は、令和2年度の実績では約42%と低く、今後とも普及率の拡大を図るため、引き続き公共下水道の整備を推進することが必要です。

◆農業集落排水施設の再編

農業集落排水事業は、農村地域における資源循環の促進を図りつつ、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村の生活環境の改善を図り、併せて、公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの污水又は雨水を処理する施設、汚泥、処理水又は雨水の循環利用を目的とした施設等の整備又は改築を行い、生産性の高い農業の実現、活力ある農村社会の形成及び循環型社会の構築に資することを目的としています。

本市では、今後とも、水洗化率の向上、水洗化の促進が必要です。

◆合併処理浄化槽の設置促進

本市の生活排水処理のうち、公共下水道や農業集落排水施設が整備されていない区域において、合併処理浄化槽は、生活雑排水とし尿を併せて処理するため、今後とも生活排水処理対策の有効な施設の一つとして、その普及を図る必要があります。

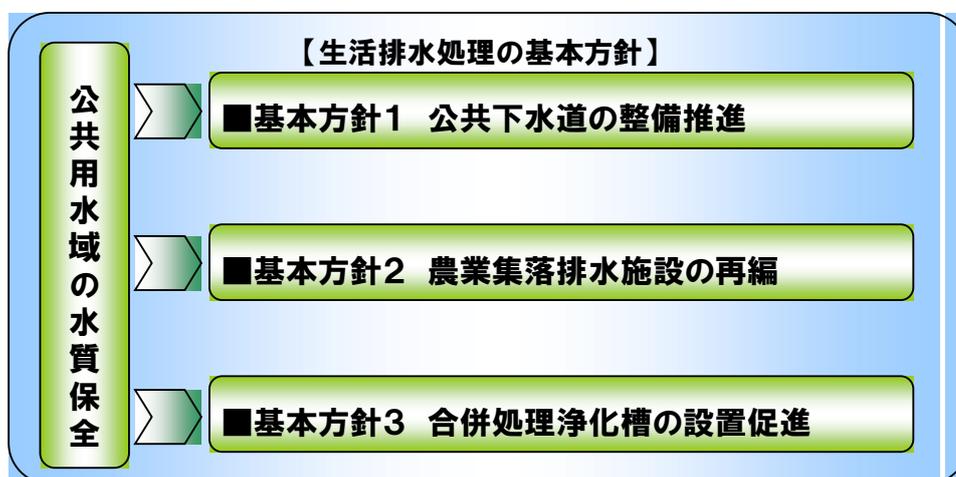
2. 生活排水の処理計画

2.1 生活排水処理の基本方針

21世紀は「環境の世紀」といわれており、水を取り巻く環境でも、生活雑排水等による海や河川などの汚染を防止し、良好な生活環境を守ることが重要な課題になっています。

本市においては、公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道事業、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽設置整備事業等を行っているところです。

今後とも、本市における生活排水処理の基本方針は、前期計画で掲げた生活排水処理の基本方針を引き継ぎ、次のとおりとします。



【方向性を同じくするSDGsのゴール】



2.2 生活排水処理の目標

本計画で掲げた生活排水処理の基本方針に基づく取組みを積極的に推進する中で、その成果や進捗状況を確認し、さらに効果的な取組みを進めるために、【生活排水処理率を令和7年度において86%にする】の達成に向けて継続して取り組みます。

また、上位計画の「丸亀市環境基本計画」に示された関連する目標についても、共有するものとします。

■生活排水処理の目標

区分	平成27年度 (実績)	令和2年度実績 (目標)	令和7年度 (計画目標年次)
生活排水処理率	68%	72% (78%)	86%

生活排水処理率（汚水適正処理率：生活排水処理人口／行政区内人口）

■環境基本計画に示された関連する目標

区分		平成27年度 (実績)	令和2年度実績 (目標)	令和7年度 (計画目標年次)
下水道普及率	下水道	44.4%	42.1% (45.9%)	45.7%
	農業集落排水施設	2.6%	2.2% (2.6%)	1.4%
水洗化率	下水道	93.7%	96.3% (94.7%)	97.0%
	農業集落排水施設	89.1%	86.7% (89.0%)	89.0%
合併処理浄化槽設置補助基数		6,600基	8,068基 (8,470基)	9,568基

下水道普及率：（公共下水道等の利用可能人口／行政区内人口）

水洗化率：（公共下水道等の使用人口／公共下水道等の利用可能人口）

本市では、目標達成のために、今後とも公共下水道事業等を進めるとともに、個別処理については補助事業による合併処理浄化槽の設置促進に努めます。

また、非水洗化世帯及び自家処理世帯に対する広報・指導等により、公共下水道等への速やかな接続、合併処理浄化槽への切替えを図るものとします。

なお、農業集落排水施設については、将来に向けた事業運営を総合的に検討した結果、現有の処理施設を維持するよりも、公共下水道へ接続するほうが有効であることから、中讃流域下水道への接続に向け手続きを進めており、令和7年度末に4処理区全ての接続工事が完成する予定です。

2.3 生活排水処理人口の推計

(1) 生活排水処理人口

令和7年度（計画目標年次）までの生活排水処理形態別人口の推計結果を示します。

■生活排水処理形態別人口の見込み

単位：人

項目	H22年度 (実績)	H27年度 (実績)	R2年度 (実績)	R7年度 (計画目標)
1. 計画処理区域内人口	111,674	113,586	112,427	104,500
2. 水洗化・生活雑排水処理人口 (汚水適正処理人口)	71,918 64.4%	76,872 67.7%	80,951 72.0%	90,226 86.3%
(1) 公共下水道処理人口	45,581 40.8%	47,204 41.6%	47,378 42.1%	47,795 45.7%
(2) 合併処理浄化槽処理人口	23,900 21.4%	27,049 23.8%	31,147 27.7%	40,950 39.2%
(3) 農業集落排水施設処理人口	2,437 2.2%	2,619 2.3%	2,426 2.2%	1,481 1.4%
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽処理人口)	29,822 26.7%	28,400 25.0%	23,662 21.0%	10,838 10.4%
4. 非水洗化人口 (し尿処理人口・自家処理人口)	9,934 8.9%	8,314 7.3%	7,814 7.0%	3,436 3.3%

資料：丸亀市

(2) 公共下水道

本市の令和2年度末における公共下水道の普及率は約42%となっており、今後とも普及率の拡大に努めます。

今後の整備計画は、以下のとおりです。

■公共下水道の整備計画概要

事業名	処理区域	H27年度 (実績)		R2年度 (実績)		R7年度 (計画目標)	
		整備面積 (ha)	処理人口 (人)	整備面積 (ha)	処理人口 (人)	整備面積 (ha)	処理人口 (人)
公共下水道	丸亀	1,333.8	39,251	1,354.0	39,597	1,432.5	38,856
流域関連 下水道	飯山	233.7	4,728	238.0	4,703	281.6	5,328
	綾歌	132.8	3,225	136.6	3,078	221.3	3,611
計		1,700.3	47,204	1,728.6	47,378	1,935.4	47,795

資料：丸亀市

(3) 農業集落排水

本市における農業集落排水処理事業計画の概要については、次のとおりです。

本市では、計画目標年次（令和7年度）において1,481人の供用を見込んでいます。

■農業集落排水の整備計画概要

地区名	処理区名	H27年度 (実績)		R2年度 (中間目標)		R7年度 (計画目標)	
		整備面積 (ha)	処理人口 (人)	整備面積 (ha)	処理人口 (人)	整備面積 (ha)	処理人口 (人)
飯山	岡	28.3	515	28.6	450	28.6	489
綾歌	赤坂	21.9	279	21.9	249	0	0
飯山	西坂元	32.2	765	32.2	744	0	0
飯山	三谷	39.7	1,060	39.9	983	39.9	992
計		122.1	2,619	122.6	2,426	68.5	1,481

資料：丸亀市

(4) 合併処理浄化槽

本市では、公共下水道及び農業集落排水事業の事業計画区域を除く市内全域において、生活排水処理の促進を図るため、「丸亀市浄化槽設置整備事業」により、合併処理浄化槽を設置する方に対して補助を行っています。

今後とも、公共用水域の水質保全を図るため、合併処理浄化槽の整備について補助制度を積極的に活用し推進するものとし、計画期間内においては「5ヵ年整備計画」に基づき推進していくものとします。

■合併処理浄化槽による処理人口の5ヵ年整備計画（補助による合併処理浄化槽）

規模別	H27年度 (実績)	R2年度実績 (目標)	R7年度 (計画目標)
5人槽（基）	3,788	4,964 (5,043)	6,099
6～7人槽（基）	2,138	2,407 (2,693)	2,747
8～50人槽（基）	674	697 (734)	722
計（基）	6,600	8,068 (8,470)	9,568
累計処理人口（人）	21,517	23,757 (25,500)	36,309

資料：丸亀市

(5) 単独処理浄化槽

本市の単独処理浄化槽人口は、令和2年度実績で全体の約21%となっています。

今後、公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽への転換が進むことにより、単独処理浄化槽人口は減少すると考えられます。

3. し尿・浄化槽汚泥の処理計画

3.1 し尿・浄化槽汚泥の排出量の見込み

計画目標年次（令和7年度）におけるし尿及び浄化槽汚泥排出量の見込みを示します。

■し尿・浄化槽汚泥排出量の見込み

項目		単位	H22年度 (実績)	H27年度 (実績)	R2年度 (実績)	R7年度 (計画目標)
対象人口	し尿	人	9,837	8,288	7,809	5,190
	浄化槽	人	56,159	58,068	57,235	54,242
	計	人	65,996	66,356	65,044	59,432
排出量	し尿	kL/年	6,634	5,522	4,313	3,671
	浄化槽汚泥	kL/年	10,140	11,025	11,131	9,008
	計	kL/年	16,774	16,547	15,444	12,679

資料：丸亀市

3.2 し尿・浄化槽汚泥の処理

(1) 収集・運搬

し尿については直営と委託、浄化槽汚泥については直営と許可業者により収集・運搬を行っています。

今後の公共下水道等への移行に伴い、処理量の減少が見込まれる中で、収集量の変動に応じた収集・運搬方式について、体制の見直しを進めていきます。

(2) 中間処理

本市から排出されるし尿及び浄化槽汚泥については、すべて中讃広域行政事務組合のし尿処理施設（瀬戸グリーンセンター）に搬入し処理を行っており、今後とも全量適正処理を行います。

(3) 資源化・最終処分

中讃広域行政事務組合のし尿処理施設の処理過程で発生する「し渣」については、同組合の焼却施設（クリントピア丸亀）で焼却処理しています。

また、汚泥は、汚泥再資源化施設（かがわコンポスト事業所）へ搬入し、堆肥化を行い、有効利用を図っています。

今後とも、現状どおり資源化及び最終処分を継続します。

3.3 その他

(1) 市民に対する広報・啓発活動

市民に対する啓発運動として、発生源対策、処理施設対策、浄化槽対策、洗剤対策を講じるなど生活排水対策をより一層強化促進し、河川等水域の水環境の改善を目指すこととします。

●発生源対策

- ・排水の適正化（調理くず等の除去、廃食用油の自家処理又は再利用水の畑等への有効利用処理）

●処理施設対策

- ・集合処理施設の設置、個別処理施設の設置

●浄化槽対策

- ・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換、浄化槽の適正使用、適正管理

●洗剤対策

- ・石けん又はリンを含まない洗剤の適正使用

これらを推進するため、市民は上記対策の実施や協力等に心がけ、さらに市は市民への支援、指導、助言等を行うものとします。

また、本市では、このうち浄化槽の適正な運転管理及び保守点検について、香川県中讃保健福祉事務所と連携し、定期的な保守点検、清掃及び定期検査の実施について、市民並びに清掃業者に対し啓発、指導等を行い、その徹底に努めるものとします。

(2) 地域に関する諸計画との関係

公共下水道計画、農業集落排水計画、浄化槽設置整備事業計画等、地域の生活排水関連施設整備計画との整合を図り、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理のための方策を講じていくものとします。

また、地域の開発計画等の策定に際しては、生活排水処理基本計画に基づき、合併処理浄化槽の設置等、生活排水の適正処理を指導していくものとします。

第IV編 參考資料

1. 用語の解説

あ行

●一般廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた「産業廃棄物以外の廃棄物」のことをいい、「ごみ（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ）」と「し尿（し尿、浄化槽汚泥）」に分類されます。

●SDGs(持続可能な開発目標)

2015年9月、ニューヨークの国連本部で「国連持続可能な開発サミット」が開催された際に採択されました。2016年から2030年までの15年間で世界が達成すべきゴールを表したもので、17の目標と169のターゲットで構成されています。

か行

●カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにすることです。

●家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)

関係者（製造業者、輸入業者、小売業者、消費者）の果たすべき義務と、リサイクル義務の対象となる機器（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン）を規定し、有用な部品や材料をリサイクルして、廃棄物の減量化、資源の有効利用を推進する法律です。

●環境基本法

平成5年（1993年）に制定された環境に関する分野について国の政策の基本的な方向を示す法律です。基本理念として「環境の恵沢の享受と継承等」、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」、「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」の3つが定められており、国、地方公共団体、事業者及び国民の環境の保全に係る責務を明らかにしています。

●合併処理浄化槽

合併処理浄化槽（じょうかそう）とは、水洗式トイレと連結して、し尿（糞及び尿）と併せて雑排水（生活に伴い発生する汚水（生活排水））を処理し、終末処理下水道以外に放流するための設備のことです（浄化槽法より）。

●グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)

循環型社会の形成のためには、製品やサービスを購入する際に環境のことを考え、リサイクル製品やエコ製品等の環境に配慮した製品を率先して購入することを推進するための法律です。また、環境に配慮した製品を総称して、グリーン製品、グリーン商品とといいます。

●建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化に関する法律)

一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリートや木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務付けるとともに、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度などを設けることにより、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする法律です。

●公共下水道

主に市街地の下水を排除・処理するため、原則として市町村が管理する施設です。

公共下水道には、個別の終末処理場を持つ単独公共下水道と、処理を流域下水道へ任せると流域関連公共下水道があります。

●公共用水域

公共用水域とは、水質汚濁防止法によって定められる、公共利用のための水域や水路のことを指します。

河川、湖沼、港湾、沿岸海域、公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水域や水路のことをいいます。ただし、下水道は除きます。

●小型家電リサイクル法(使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律)

使用済み小型電子機器等に含まれる金属類が廃棄されている状況への対応から、使用済み小型電子機器等の再資源化を促進することにより、廃棄物の適正な処理や資源の有効な利用の確保を図り、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする法律です。

●コンポスト容器

コンポストは、堆肥の意味で、厨芥類などの生ごみや落ち葉を発酵させて堆肥をつくることをいいます。コンポスト容器は、底を土に埋め、中に生ごみと土を交互に重ね入れて発酵させ、有機肥料を作るための装置です。最近では、電動式生ごみ処理機も家電メーカー等によって販売されるようになってきています。

さ行

●最終処分場

廃棄物は、資源化又は再利用される場合を除き、最終的には主に埋立処分されます。埋立処分を行う施設が最終処分場であり、生活系ごみを埋め立てる「一般廃棄物最終処分場」では、ガラスくず等の不燃ごみや焼却施設から排出される焼却灰等が埋め立てられています。

●産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいいます。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づき、その適正な処理が図られる必要があります。

●残余容量

現存する最終処分場(埋立処分場)が満杯になるまでの埋立可能量(残存容量)のことをいいます。

●事業系ごみ

事業系ごみとは、一般廃棄物の「ごみ」のうち、商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって排出されるごみのことをいいます。

●資源化

不用となり排出されたものを、原材料として再び利用できるように加工することです。

●資源有効利用促進法(資源の有効な利用の促進に関する法律)

事業者による製品の回収・再利用の実施などのリサイクル対策強化、製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制(リデュース)、回収した製品からの部品などの再使用(リユース)のための対策を新たに行うことにより、循環型経済システムの構築を目指す法律です。

●集団回収

自治会、PTA、子供会等の団体が、古紙やアルミ缶等の資源物を回収し、資源回収業者に引き取ってもらう活動のことです。

●自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)

ごみを減らし、資源を無駄遣いしないリサイクル型社会を作るために、自動車のリサイクルについて自動車の所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者の役割を定めた法律です。

●循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄物社会に代わるものとして、資源やエネルギーを循環的に利用する社会形成を目指した概念です。

循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等になることを抑制すること、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用すること、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」としています。

●循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成について、基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律です。

●循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会のイメージを明らかにするとともに、経済社会におけるものの流れ全体を把握する「物質フロー指標」等についての数値目標、国の取組み、各主体の役割等を定めています。

●食品リサイクル法

食品の売れ残りや食べ残し等の食品廃棄物について、国、地方公共団体、事業者、消費者各主体の役割に応じた再生利用等の実施、食品関連事業者に対して具体的な基準に従った再生利用の実施を定めた法律です。

●食品ロス

食べ残しや売れ残り、消費期限が近いなど様々な理由で、まだ食べられにもかかわらず廃棄されている食品のことをいいます。

●食品ロス削減推進法(食品ロスの削減の推進に関する法律)

食品ロスの削減を総合的に推進することを目的に、国や地方公共団体、事業者の責務や消費者の役割を明らかにし、それぞれが取り組む基本的施策を定めた法律です。令和元年(2019年)10月1日に施行されました。

●浄化槽汚泥

浄化槽汚泥とは、単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽を清掃する際に排出される汚泥のことをいいます。

●生活系ごみ(家庭ごみ)

生活系ごみ(家庭ごみ)とは、一般廃棄物の「ごみ」のうち、一般家庭の日常生活に伴って排出されるごみのことをいいます。

●生活排水

生活排水とは、炊事、洗濯、入浴など一般的な人間の生活に伴って生じ、排出される水のことを指します。主要内容としては、次の二つがあります。

- ・生活雑排水と呼ばれる台所、風呂および洗濯等の排水
- ・し尿と呼ばれるトイレからの排水

●3R

リデュース[発生抑制] (Reduce : 資源を効率的に使用し製品を作り、又、長時間使用する等により、廃棄物になる量を抑制すること)、リユース[再使用] (Reuse : 使い捨てせず、繰り返し使用すること)、リサイクル[再生利用] (Recycle : 資源として再び利用すること) の3つの頭文字をとって「3R」と呼んでいます。

た行

●単独処理浄化槽

し尿（トイレからの汚水）のみを処理するもので、生物化学的酸素要求量（BOD）除去率65%以上、放流水のBOD濃度90mg/L以下であることが定められています。平成13年（2001年）4月1日以降の新設が禁止され、平成18年2月の法律改正時に浄化槽の定義が変更されたことに伴い、構造基準より削除されました。

●厨芥ごみ(ちゅうかいごみ)

台所から出る野菜のくずや食べ残しなどのごみのことをいいます。

●中間処理

収集したごみの焼却、不燃ごみや粗大ごみの破砕、選別処理などによって、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立処分した後も環境に悪影響を与えないように処理することをいいます。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを回収・選定し、有効利用することをいいます。

●特別管理一般廃棄物・特別管理産業廃棄物

一般廃棄物又は産業廃棄物のうち、「爆発性、毒性、感染性その他人の健康又は生活環境

に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物」として廃棄物処理法施行令で定められている廃棄物を、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物として規定し、必要な処理基準を設け、通常の廃棄物よりも厳しい規制を行っています。

な行

●生ごみ処理機

生ごみの減量・堆肥化を目的とした装置で、微生物を用い電気で適温に加熱し分解を促進するタイプと熱により乾燥するタイプがあります。

●農業集落排水処理施設

生産性の高い農業と活力ある農村社会を形成するため、農村生活環境の改善、公共用水域の水質保全等、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥を処理する施設を農業集落処理施設といいます。

は行

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をすることを目的とした法律で、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制等の内容とします。

●廃棄物処理の優先順位

循環型社会形成推進基本法で定められた次の廃棄物処理の優先順位のことをいいます。

(1) 廃棄物等の「発生抑制（リデュース）」、(2) 使用済み製品をそのまま使う「再使用（リユース）」、(3) 廃棄物等を原材料として利用する「再生利用（リサイクル）」、(4) 廃棄物等から熱を得ることにより利用する「熱回収」、(5) 廃棄物の「適正処分」

●プラスチック資源循環促進法(プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律)

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体における、資源循環等の取組（3R+Renewable）の促進を目的として制定された法律です。プラスチック使用製品廃棄物及びプラスチック副産物の排出を抑制並びに回収及び再資源化等の促進を推進

するため、令和3年6月に制定、公布されました。

ま行

●マイバッグ

リフューズ（廃棄物になるものを断る）の具体例の1つで、レジ袋を削減するために、買い物に行くときに繰り返して使用できるレジ袋の代りの袋のことをいいます。

や行

●容器包装廃棄物

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」で規定されている商品の容器及び包装であって、商品が消費されたり、取り出されたりしたあとの不用となったものです。

●容器包装リサイクル法(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)

一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、生活系ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施する、という役割分担を定めた法律です。

●4R

リフューズ[廃棄物になるものを断る]（Refuse：使い捨てになる無料配布物を断り、資源を節約すること）の頭文字を「3R」に加え、「4R」と呼びます。

ら・わ行

●流域下水道

複数の公共下水道の下水を受けて排除・処理するための下水道で、流域幹線と終末処理場を持ち、都道府県が管理します。一般的に河川の流域に沿って設置され、県の建設事務所のほか公社や組合で管理されます。

●リサイクル

廃棄物等を原材料として再生利用することです。例えば、びんを砕いて溶かし、再度びんを製造することや古紙を溶かして再生紙やトイレットペーパーを製造することなどが該当します。

2. 香川県の廃棄物の現状

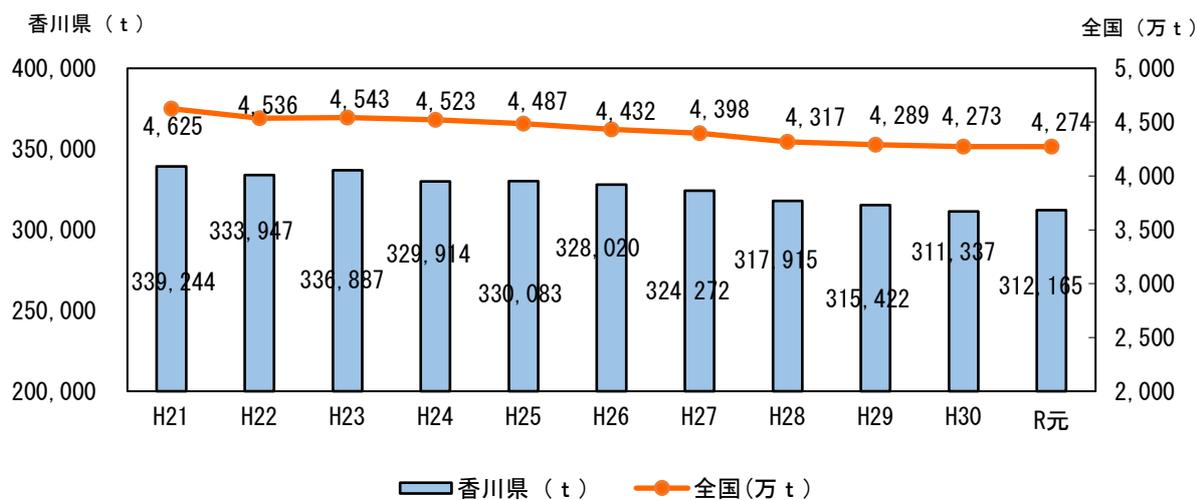
2.1 香川県廃棄物処理計画（令和3年10月策定）

香川県及び県内市町におけるごみ排出量状況の資料として、香川県廃棄物処理計画(令和3年10月)より次項を抜粋した。

(1) 一般廃棄物の排出状況

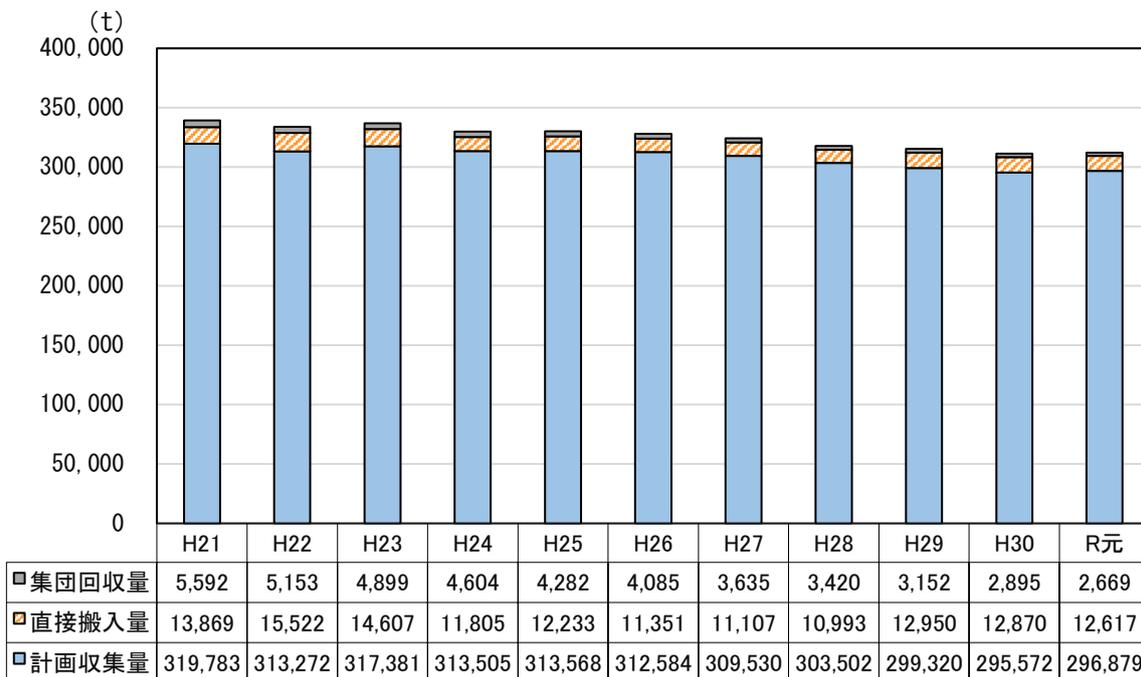
ごみ（一般廃棄物からし尿を除いたもの。以下同じ。）の総排出量は、人口減少による自然減やペットボトル等の容器の軽量化等によるごみの減量化、県民の意識向上などにより、近年は減少傾向で推移しています。

令和元（2019）年度のごみの総排出量は、前年度から0.1万トン増の31.2万トンで、平成10（1998）年度以降では2番目に少ない排出量でしたが、依然として、前計画で定めた令和2（2020）年度の目標であった29.0万トンを上回っています。



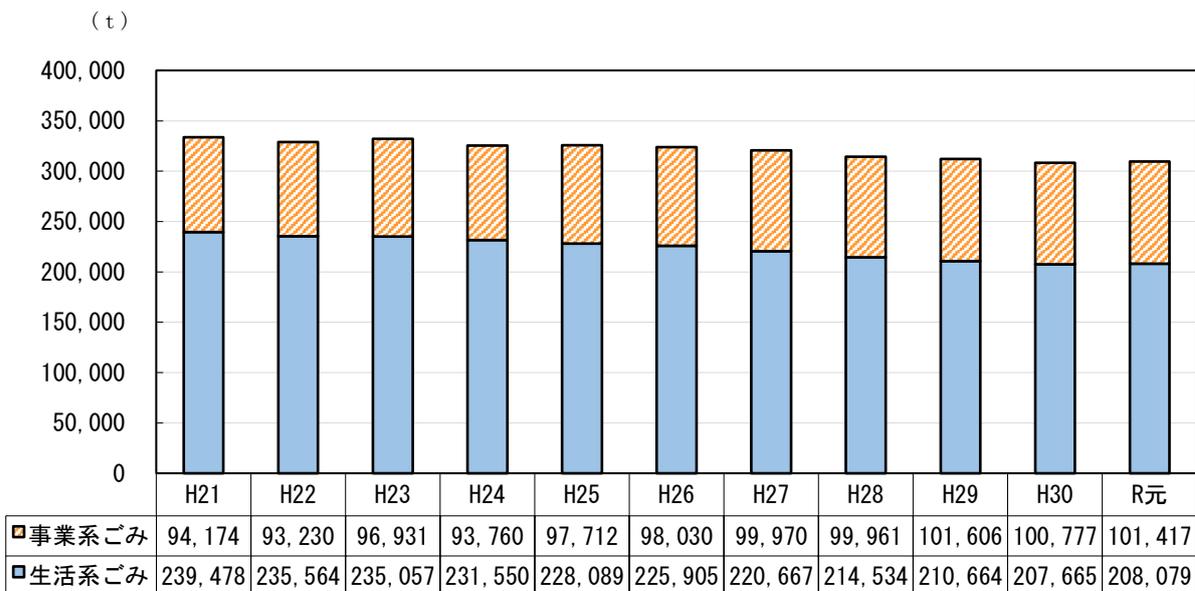
ごみの総排出量の推移（全国・香川県）

総排出量のごみ収集形態による内訳は、市町が直接収集する計画収集量が全体の9割以上となっています。



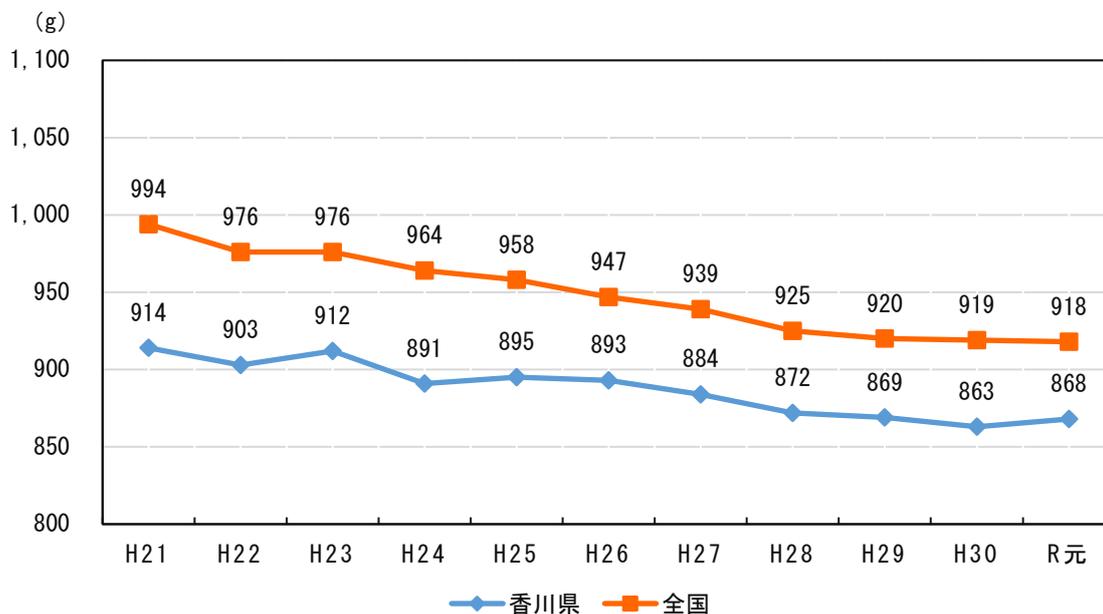
収集形態別の内訳（香川県）

令和元（2019）年度の計画処理量（計画収集量+直接搬入量）30.9万トンのうち、生活系ごみが20.8万トン（67.3%）、事業系ごみが10.1万トン（32.7%）となっています。生活系ごみは減少傾向にありますが、事業系ごみは横ばいとなっています。



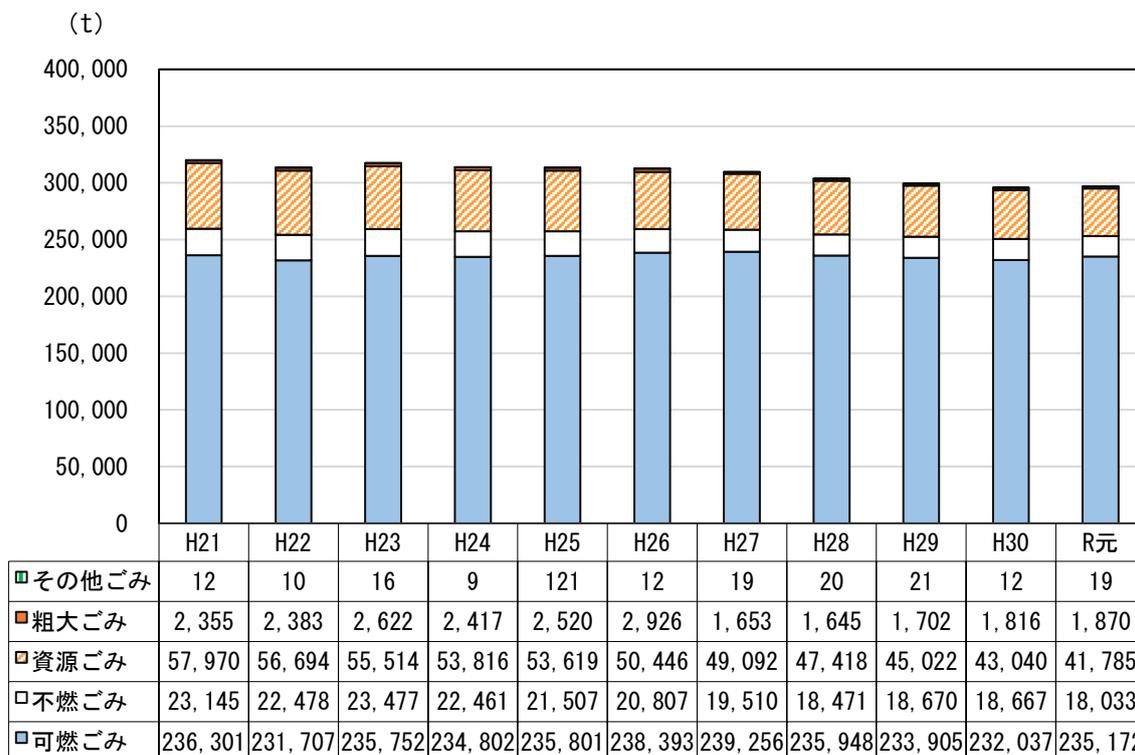
排出区分別排出量の推移（香川県）

1人1日当たりの排出量は、本県、全国ともに減少傾向で推移しています。令和元（2019）度は、全国平均が918グラムであるのに対して、本県では868グラムとなっています。



1人1日当たりの排出量の推移（全国・香川県）

令和元（2019）年度の計画収集量（総排出量のうち、市町が収集した量）29.7万トンのうち、可燃ごみが23.5万トンと全体の約8割を占めています。

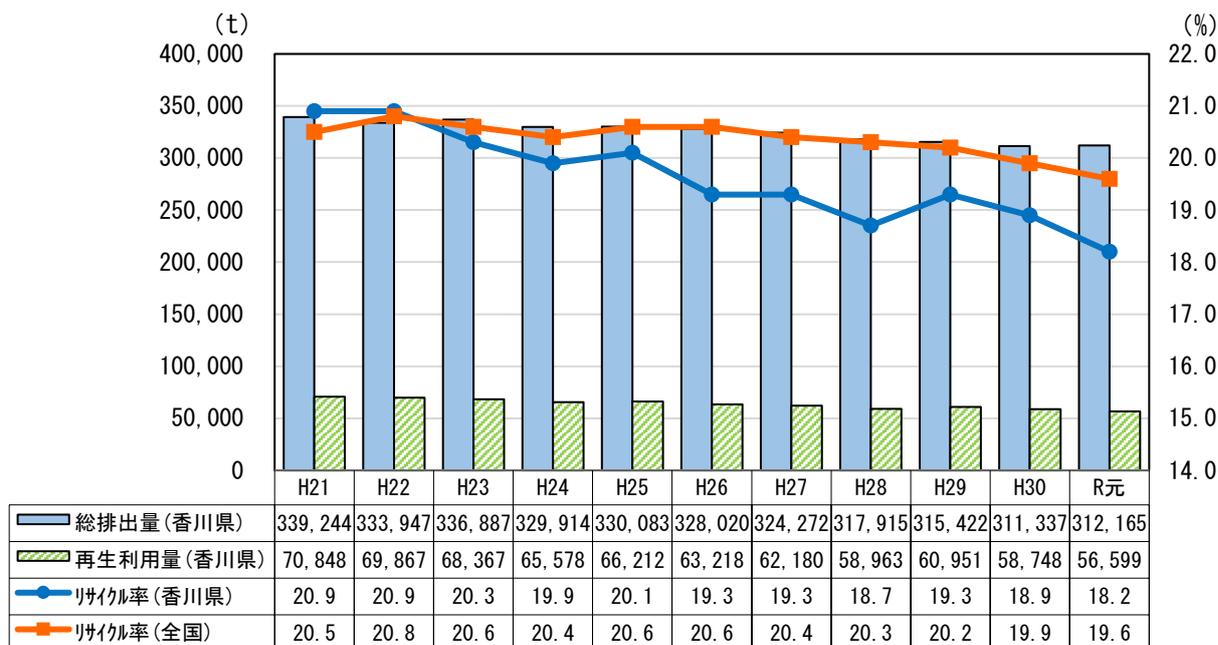


ごみの種類別排出状況の推移（香川県）

(2) リサイクルの状況

ごみのリサイクルについては、各市町において分別収集が進み、各種リサイクル法が整備されたことにより、リサイクル率は、平成 17 (2005) 年度頃までは上昇傾向でしたが、近年は低下傾向になっています。

令和元 (2019) 年度のリサイクル率は 18.2 % で、前年度と比較して 0.7 ポイント低下しました。全国平均は 19.6 % で、本県は全国平均を 1.4 ポイント下回っています。

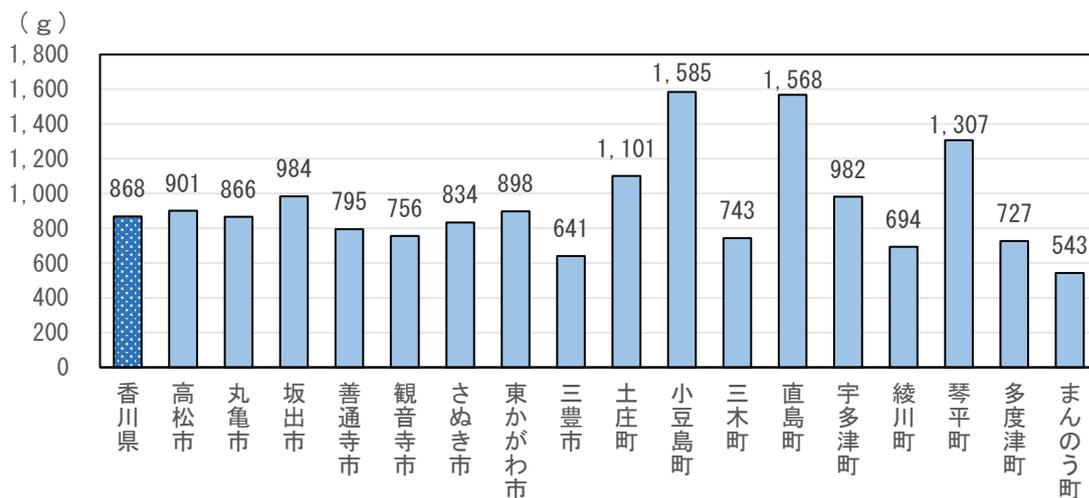


再生利用量・リサイクル率の推移 (全国・香川県)

(3) 市町別排出の状況

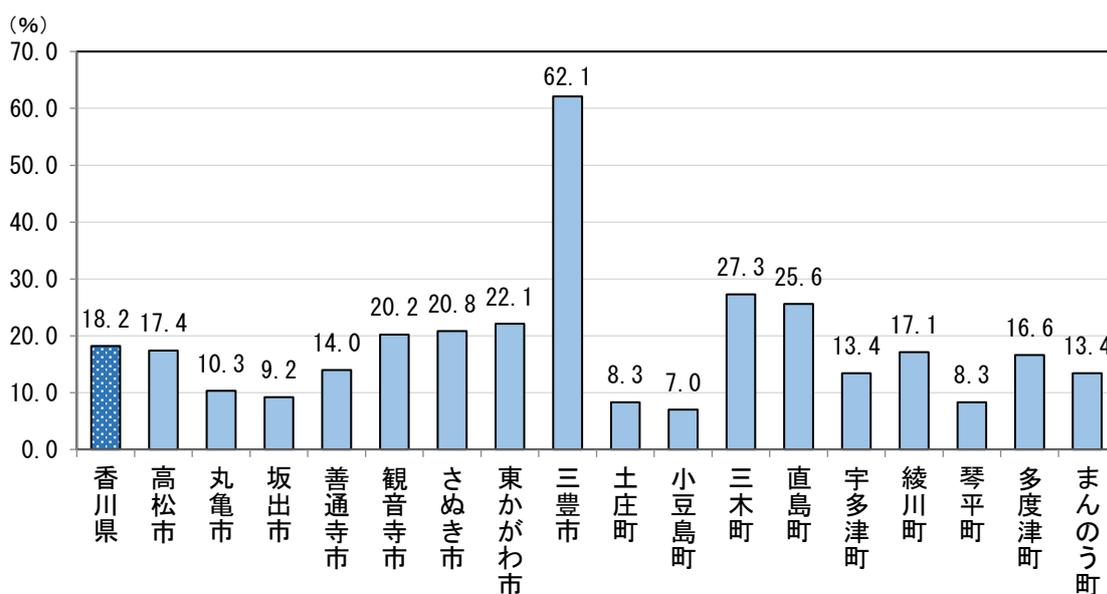
ごみの排出・処理状況の代表的な指標を市町別に比較してみると、どの指標においても市町に大きな差異があることが分かります。

1人1日当たりのごみの排出量は最多が1,585グラム、最少が543グラムとなっており、最多の市町と最少の市町には、約2.9倍の差があります。



1人当たり排出量 (市町) (令和元 (2019) 年度)

リサイクル率は、平成 29 (2017) 年度から可燃ごみを固形燃料の原料等に資源化している三豊市が、62.1%と突出して高くなっています。三豊市を除く市町では、最高が 27.3%、最低が 7.0%となっています。



リサイクル率 (市町) (令和元 (2019) 年度)

2.2 環境省一般廃棄物処理実態調査(令和元年度実績)結果

環境省一般廃棄物処理実態調査(令和元年度実績)の全体集計結果より、1人1日あたりの生活系ごみ排出量についてとりまとめた。

■ 1人1日当たりの排出量 (全国・生活系ごみ)

都道府県	生活系ごみ (g/人日)	都道府県	生活系ごみ (g/人日)	都道府県	生活系ごみ (g/人日)
北海道	660	石川県	581	岡山県	662
青森県	682	福井県	703	広島県	559
岩手県	636	山梨県	702	山口県	663
宮城県	683	長野県	553	徳島県	717
秋田県	673	岐阜県	624	香川県	586
山形県	649	静岡県	625	愛媛県	663
福島県	726	愛知県	655	高知県	690
茨城県	714	三重県	686	福岡県	618
栃木県	669	滋賀県	613	佐賀県	619
群馬県	751	京都府	518	長崎県	650
埼玉県	660	大阪府	564	熊本県	599
千葉県	648	兵庫県	616	大分県	639
東京都	645	奈良県	646	宮崎県	671
神奈川県	638	和歌山県	699	鹿児島県	628
新潟県	695	鳥取県	569	沖縄県	568
富山県	684	島根県	648	全国	639

3. 丸亀市廃棄物減量等推進審議会

丸亀市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

令和3年7月7日～令和5年7月6日

氏名	職名等
会長 三好 祐輔	東京都立 産業技術大学院大学 産業技術専攻 教授
丸岡 俊晴	丸亀市環境審議会 委員 (日本水処理生物学会 正会員)
長町 祐子	丸亀市中央商店街振興組合連合会 会員
高木 正之	丸亀商工会議所 工業部会 顧問
副会長 秋山 ともえ	丸亀商工会議所 女性会 副会長
在本 貴博	丸亀市一般廃棄物処理業許可業者 (株)パブリック 丸亀事業所 所長
林 誠	香川県電機商業組合 丸亀支部 副支部長
守家 芳美	丸亀市婦人団体連絡協議会 役員
大井 一栄	社会福祉法人 丸亀市社会福祉協議会 総務企画課長
池田 和代	丸亀市食生活改善推進協議会 副会長
山川 政明	丸亀市連合自治会 理事
柳口 華織	生活協同組合コープかがわ 地域組合員 代表理事
朝田 秀孝	公募委員
三原 繁子	公募委員

4. 計画策定の経緯

○第二次丸亀市一般廃棄物処理基本計画(後期計画)の策定経緯

令和3年	5月	24日	庁議にて計画の策定方針とスケジュールの説明
令和3年	6月	21日	市議会都市環境委員会協議会にて計画の策定方針とスケジュールの説明
令和3年	7月	30日	第1回丸亀市廃棄物減量等推進審議会にて説明
令和3年	11月	22日	第2回丸亀市廃棄物減量等推進審議会にて計画(案)の審議
令和3年	12月	9日	市議会都市環境委員会協議会にて計画(案)の説明
令和4年	1月	17日	庁議にて計画(案)の説明
令和4年	2月～3月		パブリックコメント
令和4年	3月	18日	計画決定

第二次丸亀市一般廃棄物処理基本計画（後期計画）

発 行 年 月	令和4年3月
発 行	丸亀市 市民生活部 クリーン課
電 話	0877-58-7453
F A X	0877-28-2351
E - m a i l	kurin-k@city.marugame.lg.jp

